

総務企画委員会記録
<第4号>

令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）

令和3年7月2日（金曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 令和3年7月2日 金曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後3時26分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第10号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 5 乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 6 乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について
- 7 陳情令和2年第26号、同第38号の4、同第44号の3、同第45号、同第54号、同第71号、同第124号、同第125号、同第128号、同第142号、同第145号、同第153号、同第154号、同第186号から同第188号まで、同第200号、同第212号、同第213号、陳情第5号、第16号、第43号、第44号、第48号、第51号、第53号、第77号、第84号、第100号、第102号、第114及び第124号
- 8 参考人招致について（追加議題）

出席委員

委 員 長 又 吉 清 義 君

副委員長	島尻忠明君
委員	仲村家治君
委員	花城大輔君
委員	仲田弘毅君
委員	山里将雄君
委員	当山勝利君
委員	西銘純恵さん
委員	渡久地修君
委員	國仲昌二君
委員	仲宗根悟君
委員	平良昭一君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	金城賢君
総務部		長	池田竹州君
総務私学課		長	古市実哉君
税務課		長	喜友名潤君
企画部		長	宮城力君
交通政策課		長	金城康司君
地域・離島課		長	山里永悟君
地域・離島課	班	長	新垣耕君
保健医療部衛生薬務課	主幹		津波昭史君
農林水産部水産課	班	長	太田格君
商工労働部産業政策課	主任技師		富村卓史君
文化観光スポーツ部観光振興課	班	長	久高将匡君
教育庁教育管理統括監			佐次田薫君
教育庁教育支援課	長		大城勇人君
警察本部警務部	長		平松伸二君
警察本部交通部	長		大城辰男君

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第10号議案から乙第12号議案までの6件、陳情令和2年第26号外31件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長、企画部長、子ども生活福祉部長、農林水産部長、文化観光スポーツ部長、教育長、警察本部警務部長及び同交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、総務部の乙号議案について、御説明いたします。

議案は、令和3年第4回沖縄県議会（定例会）議案（その2）にございますが、説明はお配りしております令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）総務企画委員会乙号議案説明資料で行いますので、そちらを御覧ください。

ただいま通知しました乙号議案一覧表にありますとおり、本日は、条例議案3件、同意議案2件の計5件の審査をよろしく申し上げます。

それでは、説明資料の1ページを御表示ください。

乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち、保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査に係る手数料等の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例を改正するものであります。

施行期日は、令和3年8月1日としております。

以上で、乙第1号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今回の一部改正ということであるんですが、県内に該当する事業所というんですか企業というんですか、どのくらいあるんでしょうか。

○津波昭史衛生薬務課主幹 今回の改正に関係する主な業者につきましては、医薬品や医薬部外品及び化粧品の製造業者が主に対象となるんですけれども、現在、県内に化粧品製造業者が58件、医薬部外品が4件ございます。

○當間盛夫委員 手数料の新設ということで概要にあるんですが、この化粧品一県内の独自のいろいろと50社余りで4社の医薬品ということがあるんですが、大体、どれくらいの手数料の分になるのかな、これ年間とかいう形になるのか。

○津波昭史衛生薬務課主幹 今回の改正による歳入の見込みなんですけれども、おおむね年間16万円程度を見込んでおります。

具体的には今回新設される医薬品や化粧品、医薬部外品の製造に係る部分で、保管のみに係る部分が今回登録に関する新設された手数料がありまして、それが大体5件程度見込まれるんじゃないかと思っていますので、おおむね年間16万円前後を見込んでおります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 この議案に関して今説明いただきましたけれども、この手数料というのは、条例が改正された場合、保管しているところ一新規で発生するのか、既存のものに対してもこの手数料は発生するのか、どういうことになりますでしょうか。

○津波昭史衛生薬務課主幹 基本的には医薬品を製造するためには実際に医薬品を製造するための製造工程を行うための工場がまず必要になりますし、あと

は原材料ですとか、中間製品—最終製品ができるまでいろいろ途中の製品を保管したりする場合が出てくるんですけども、最終的には最終製品を品質チェックして市場に出していく形になるんですけども、今回新設されているのは保管のみ—最終製品の前の原材料ですとか、中間になる製品の保管だけを行う場所を新設する際にこれまで許可が必要だったものが登録でもいいというような改正に伴う登録の手続を—今回手数料を新設しているんですけども、まずは実際に製造ラインに乗せるための業の許可が当面必要になってくるんですけども、それに伴って原材料とかそういったものを保管するために、これまでは保管を行うだけでも許可が必要だったんですけども、今回改正に伴って登録の手続で保管が行えるようになるという形ですので、ベースとしてまずは医薬品を製造するための業務許可が必要になる。製造に伴って原材料とかを追加で保管するための場所を確保するという形になったときに、今回の新設された登録の手続が発生してくる可能性はあるのかなと考えています。

○当山勝利委員 先ほど5件とありましたけれども、5件というのは既に保管する場所があってそれに対する5件という御答弁なのか、そうではなくて新たに発生する5件なのか、それと、今既にあるものはこの新設された条例によってその費用が発生するのかの御答弁をお願いします。

○津波昭史衛生薬務課主幹 これまで業務許可を取る中で保管設備があるものについては、新たに手数料を求めるものではなくて—例えば、既存の製造業者の方がいて新しく保管場所を増やしたいという場合に—手続は必要になるんですけど、それがこれまでは許可が必要だったんですけども、登録の手続で可能になったということです。イメージとしては既存の業者からまずは出てくるのかなと考えておまして、例えば化粧品の製造業者は先ほど県内には58件、医薬部外品の製造業者は4件くらいあるとお伝えしたんですけど、大体1割ぐらいの業者が出してくるのではないかと思って、年間大体5件ぐらい出してくるのではないかと見込んでおります。

○当山勝利委員 分かりました。ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの議案ですけど、医薬品、化粧品の製造というこ

とで、これは従前保管も許可していたということなんですけれどもね。保管については登録でいい—許可と登録の違いですね、製造するときには様々なものを使う—化学品とか使うので、結構厳しく審査がなされるために許可ということを取っていたのかなと思うんですけれども、今、許可と登録と分けた理由の説明をお願いします。

○津波昭史衛生薬務課主幹 西銘委員がおっしゃるとおり、医薬品や医薬部外品、化粧品につきましては人体一人の体に入れるものですとか、あとは人の体に触れて治療を行ったりするものですので、当然品質や有効性、安全性が重要視される部分だと思います。

ですので、これまではそれぞれを製造するためには業務許可—実際に製造するラインに乗せるものであったり、あとはラベルとかその製品に関する情報が掲載されたラベルとかの表示も含めて全て許可のほうに含まれているものであるんですけれども、今回許可から登録に変わった部分につきましては、審査内容自体はこれまでどおり見る部分はほとんどなんですけど、原材料ですとか中間製品をただ保管するためのものについては、一部許可から登録に緩和しても—国際的に外国のほうは許可制ではなくて登録という形で運用されている部分があって、それを日本も同じような制度に見直す必要があるのではないかというふうな意見を踏まえた上で、今回この部分につきましては登録制になったということになっています。

ただ、保管するものの中で最終製品—市場に出ていく直前の最終製品につきましては、最終的な品質チェックも当然必要になってきますので、その保管につきましてはこれまでどおり許可が必要な形になっています。今回登録制に変わったのは、あくまでも原材料ですとか中間製品の保管のみを行う場合には、許可から登録に改正された形になっています。

○西銘純恵委員 安全性を担保するという話で聞いたんですけど、先ほど製造業で化粧品58件、医薬4件って許可されたと答弁ありましたけれども。この許可をするための審査っていうのは県内でやっているんですか。県内の製造業に対しては、県内でですか。

○津波昭史衛生薬務課主幹 現在許可されている化粧品製造業者及び医薬部外品製造業者の審査につきましては、県のほうで審査を行っております。

○西銘純恵委員 化粧品58件—結構県内あるんだなと思ったんですけど、今

後そういう沖縄の地元の薬草とかそういうので化粧品が増えていっているのかなと思うんですが、今後の一医薬品は結構厳しいのかなと思うんですが、化粧品という部分について、伸び代というんですかね、許可をしていくという県内の状況っていうのは分かりますか。

○津波昭史衛生薬務課主幹 件数的に化粧品製造業者は医薬品や医薬部外品に比べても、沖縄県内では申請がですとか相談も数多く来ておりまして、委員がおっしゃるように沖縄特有の月桃とか一地域でよくこれまで使われているようなものを活用した製品というものがこれまでも数多く県のほうに申請手続きされていますので、今後もそういった県で昔から使われているような植物とかそういったものを活用した化粧品一化粧品だけじゃなくてほかの医薬品や医薬部外品も含めてそういう県産の資源を活用したものが、今後申請が多くされてくるのではないかと考えています。

○西銘純恵委員 最後にお尋ねします。許可手数料1件当たり幾らか、登録の手数料1件当たり幾らですか。

○津波昭史衛生薬務課主幹 今回保管のみの手数料につきましては3万1900円になっております。これまで許可が必要だった部分につきましても一審査内容自体は変わってないんですね、なので許可のみのときも手数料の金額自体は同じ新規であれば3万1900円で徴収していたんですけれど、今回許可から登録に変わる部分につきましては許可基準といいますか、人的な要件とかそういったものが一部緩和されているということになっていますので、そういう意味では業者からしたら、そういう部分で緩和されている改正になっているんですけれども、先ほど委員がおっしゃっていたように、当然安全性とか品質とかは今後も担保されないといけない部分ですので同様な審査は継続して登録に変わっても行われるという形になっています。

○西銘純恵委員 終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例の審査を行います。
ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 次に、説明資料の8ページ、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、指定納付受託者が納税義務者等から徴収金の納付または納入の委託を受けた場合の徴収の特例等を定めるとともに、軽油引取税に係る申請書等における押印を求めないこととする見直しを行う等の必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、まず、現行の指定代理納付者制度においては、クレジットカード会社等の事業者が納付すべき徴収金を指定期日までに完納しない場合—具体的には当該事業者の資金繰りが悪化し、県に対する納付が行われなかった場合などには、納税義務者等から徴収することとされていましたが、指定代理納付者制度に代えて創設される指定納付受託者制度においては、まず事業者から徴収することとし、これにより、納税義務者等の保護が図られる措置を定めるものです。

その他、軽油引取税に係る申請書等への押印の廃止等を行うものです。

この条例は、押印廃止に関する改正は公布の日施行とし、その他の改正は地方税法の施行期日に合わせて施行することとしております。

また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとしております。

以上で、乙第2号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** この概要の3番目の説明がなかったんですが、この電気供給事業に関して、これ新たに今回特定卸供給事業者という部分での—これもう少し細かく—これまでそういう供給卸事業には税率の根拠がなかったから今回これができるのか、沖縄に新たにそういう事業者が設立されたからこの税率があるのか、これからの将来的なことを見込んでこの税率のつくり方をしているのか、その辺を説明してもらえますか。

○**喜友名潤税務課長** 特定卸供給事業につきましては、令和4年4月1日以降に開始される事業年度から創設される事業でございますけれども、こういった事業かと申しますと、小規模な発電事業者を集約いたしまして、それを小売電気事業者に卸供給するという事業なんですけれども、現在宮古島のほうで沖縄電力の関連会社の実証実験事業で同じような事業をやっておりまして、恐らくこの会社が令和4年4月1日以降は特定卸供給事業に該当するものと考えております。

○**當間盛夫委員** 国が進めるこの再生エネルギーだとかいろんな意味で太陽光、バイオ含めて今回うるま市にもイーレックスさんが—あれは電気事業者になると思うんだけど。これ令和4年からこういう会社—卸売供給事業会社ができるということは、これからはそういった会社が増えるという前提の分になっているのか。

○**喜友名潤税務課長** この事業が創設された背景といたしましては、北海道で過去にブラックアウトというものがございまして、そのときは経済産業省がそれぞれの小規模で発電している事業者にたき増しをお願いして非常に大変だったという反省から、こういう小規模発電事業者を束ねる特定卸供給事業者がいればその事業者をお願いして非常時にはたき増しをお願いするということが可能になりますので、それでこういった特定卸供給事業が創設されたということです。

○**當間盛夫委員** ちなみに先ほど宮古のお話をされたんですけど、税率的には来年からという形になるのか、この税を定めるというのがあるわけですからその税率ってどういうふうな形になるのですか。

○**喜友名潤税務課長** 税率につきましては、資本金の額によって異なりますが、資本金等の額が1億円以下の普通法人の場合は、収入割で0.75%、所得割で

1.85%、資本金等の額が1億円超の普通法人になりますと、収入割で0.75%、付加価値割で0.37%、資本割で0.15%という税率になっております。

○**當間盛夫委員** 徴収する根拠をこの分で示していくということなんだけれど一申し訳ないけれど県の税収を我々どう増やしていくかというところ、ちなみにそういった卸売事業者が増えたほうがいいのか、これ今回できる分でどれくらいの税収を見込んでいるんですか。

○**喜友名潤税務課長** 税収の見込みにつきましては、何社ほどその事業をやる会社が出てくるかっていうのは、現在のところ一恐らく宮古島の1社は入ってくるのかなというの分かるんですが、会社がどのくらい入ってくるかっていうのが現在のところちょっと見込めなくて、税収の見込みについては困難なんですけど、この卸供給事業をやる事業者がどれほど出てくるかというのは今後注視していきたいと考えております。

○**當間盛夫委員** 分かりました、ありがとうございます。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。
國仲昌二委員。

○**國仲昌二委員** 今の宮古で沖縄電力さんの子会社がついていう話ですけど。これ、会社名は分かれますか。

○**喜友名潤税務課長** 株式会社ネクステムズという会社でございます。

○**國仲昌二委員** これは来間島のほうでやっている事業ですか。

○**喜友名潤税務課長** そうでございます。

○**國仲昌二委員** 分かりました。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** この図を見て質問しますけれども、現行は納税義務者が支払

いをして指定を受けた業者が払えないと、もう一度納税義務者が支払い義務があるということになっているんですけど、これがずっとやられているんですか。納税者が二重払いを強いられるという形になっていたんですか。

○喜友名潤税務課長 これまでクレジット会社等が倒産したとか、県に支払いができなくなったという事例はございませんけれども、これまでの制度ですとクレジット会社がもう支払えないという場合は、直接納税義務者に徴収をするという形になっております。

○西銘純恵委員 納付した県民が二重払いを強いられるっていう不都合が、不利益があってはいけないと思うんですけども、改正後で何がどう変わるんですか。

○喜友名潤税務課長 改正後は納税義務者ではなく事業者ですね、クレジット会社等の事業者から徴収をするというふうになるものでございます。

○西銘純恵委員 でも残額については納税義務者に不足分は請求するという一改正後にそういうことになっていますけれど。県民としてはクレジット会社と何らかの契約をきちんとすれば、今言った二重払いの請求がないという仕組みというのはいないんですか。

○喜友名潤税務課長 残余がある場合は、委員御指摘のとおり納税義務者に請求する一納税義務者から徴収するということになりますけれど、その分につきましては納税義務者とクレジット会社等事業者一民事上の債権・債務の関係という形になろうかというふうに考えております。

○西銘純恵委員 直接県に支払いをすればそういうことは生じないけれども、支払いがクレジットとか簡便になるということで使っているという県民もいると思うんですが、そこら辺についてはちゃんと県民が分かっているのかなと思うんですよね。万が一ということで二重払いを請求されるということはあってはならないと私は思うんですけども。そこら辺について現行のまま不利益はなかったというんですが、今後出る可能性ということも考えて何か手だてを取れないかと思うんですが、いかがですか。

○喜友名潤税務課長 クレジット会社等の事業者は県が指定しますので、基本

的に社会的信用ですとか会社の財政基盤であるとかそういったものを審査して指定いたしますので、倒産寸前の危ない会社は指定しないということで、こういったことが起こらないように県としましては事業者の指定については慎重に行っていきたいというふうに考えております。

○西銘純恵委員 指定をするときは慎重にしておっしゃるけれども、営業を続ける一後年度の話ね、やっぱりそういうリスクが県民の側にあるとすれば、早いうちにそういう会社は契約しているということを広報していくというのが県に求められると思うんですけど一県税の支払いの関係でってことではあるんですけど。

これは指摘しておきたいと思います。

終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 クレジット会社に納税者が支払いをする具体的なものって何なんですか、何を払っているんですか。

○喜友名潤税務課長 クレジット会社の場合ですと、クレジットカード会社が立替えをしまして一自動車税であれば納税者の代わりにクレジットカード会社が県に支払いをしまして、通常はクレジットカード会社に納税者が口座引落としとかっていうのは一月先とかという形で口座から自動車税分が引き落とされるといった形になろうかというふうに考えております。

○仲村家治委員 僕、自動車税は現金で支払っているの、これはクレジットカードで今はできるということか。

○喜友名潤税務課長 現在自動車税、個人事業税等、モバイルレジというアプリが必要なんですけれど、そのアプリを使用してクレジットカードで支払いも可能となっております。

○仲村家治委員 分かりました。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 法人の事業税関係—いわゆる特定卸供給事業の件なんですけれども。先ほど御説明があつて宮古のほうの対象1件ということなんですけど、これ実際に事業としてやられている時点で対象になるのか、事業としてやっていないんだけど—その前の段階、分散型エネルギーとしてやっている—事業としてやろうとしている段階からも課税対象になるのか。どういう形になりますでしょうか。

○喜友名潤税務課長 特定卸供給事業につきましては経済産業省への届出義務がありますので、届け出た後に特定卸供給事業というのが実施できるというふうになっております。

○当山勝利委員 ということは、事業としてやる前に経産省に届け出なければいけない、その後でその対象となるということですね。

○喜友名潤税務課長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 分かりました。じゃあ、その準備とかの期間は入らないと、要するに今宮古島のほうでやられているのは、既に事業に入っているというふうなことなんでしょうか。

○喜友名潤税務課長 今宮古島で事業をされている会社は物品卸供給事業という分類で、普通法人扱い—電気事業ではなくて、物品卸業という形で登録されております。

○当山勝利委員 ということは、事業がここがやられるということであれば先ほど言った手続をされて対象になるだろうという予測の下の先ほどの答弁だったということまで理解してよろしいですか。

○喜友名潤税務課長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 分かりました。
以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
山里将雄委員。

○山里将雄委員 4のゴルフ場利用税の件なんですけれど。これ特別徴収義務者というのはいわゆるゴルフ場ということによろしいんですね。

○喜友名潤税務課長 そのとおりでございます。

○山里将雄委員 今備付け及び保存が義務づけられている帳簿—これが電磁記録の場合は知事の承認がこれまでは必要だったとということですね。

○喜友名潤税務課長 はい、これまでは知事の承認が必要でした。

○山里将雄委員 そうじゃない、いわゆる紙媒体の場合は承認は必要じゃなくて、この電磁記録の場合だけ知事の承認が必要だと。これどうして、何の目的でそういうふうになったんですか。

○喜友名潤税務課長 税務調査の際に—電磁的記録といいますのは人の知覚では認識できない形でというふうに書かれているのですが、そういう形だけで保存されると紙が出せないという話になると税務調査が非常に困難だということで、電磁的に記録をする場合には知事の承認が必要だということでした。

○山里将雄委員 じゃなぜ今回はこれが必要じゃなくなったのか、不要となると。何か変わったということか。

○喜友名潤税務課長 時代的に電磁的記録が一般的になっておりまして、電磁的に記録されておりまして通常プリントアウト等で税務調査も簡単にすることができますので、特に知事の承認等要らなくて、電磁的記録—データで保存するのも可能であろうということで、今回の改正になっております。

○山里将雄委員 分かりました。
以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 次に、説明資料の12ページを表示ください。

乙第3号議案沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

この議案は、過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、適用期限を令和6年3月31日まで延長する等の必要があるため、条例を改正するものであります。

改正の概要は、1つ目に、過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、対象業種に情報サービス業等を追加し、取得価額要件を資本金等の規模に応じて500万円以上まで引き下げ、対象となる設備投資を拡充し、適用期限を令和6年3月31日まで延長するものです。

2つ目に、関係法令の失効及び制定に伴い、対象区域等について整理するものです。この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用することとしております。また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとしております。

以上で、乙第3号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 過疎法が3年間延長しての部分で新たに追加の分が出てきているんですが、これまでであれば旅館業だとかね、製造業に対しての事業税だとか不動産取得税の課税免除というのは分かるんだけど、今回追加されている

情報サービス業だとかインターネット通信販売とかっていう分のものがやられているんだけど、これはどういう観点でその分が追加されているということなんですか。

○新垣耕地域・離島課班長 この度令和3年4月1日から新たな過疎法が施行されているわけですが、それは国が行っている地方創生の流れで都心等から地方への人の流れをつくるとか企業を誘致するといった意味で一今地方のほうもIT産業とかリモートワークですとかを活用して地方に人を動かすといった国の取組を踏まえて、情報サービス業等の課税を免除しようといった動きになっているものと考えております。

○當間盛夫委員 今度追加されている分は、例えば本社機能を移した場合ということになるのか、いや本社は東京にあるんだけど、こういう不動産取得とかになってくると今オンラインだとかそういったものがあるから、そういう保養施設であるとかをそういうところで設けた場合にもそれが適用するというような形になるんですか。本社を移さないといけないという話なんですか。

○喜友名潤税務課長 過疎法の課税免除に関しましては本社機能を移転する要件はございませんで、本社機能を移転するというのは土地再生法による課税免除の場合はその要件がございますけれども、過疎法の場合は本社機能を移さないといけないという要件は特に設けておりません。

○當間盛夫委員 だからそれをもう少し分かりやすく説明してちょうだいと。これわざわざこういう情報サービス業とかそういうインターネットだとか追加しているわけだから、そういう業種がオンラインでできるような形での一例えば離島とかそういったところに福利厚生施設とかっていうものを設けた場合に、そういう不動産取得だとか固定資産税の減免をするんだということなんですかということよ。何でこれを設けているのという話。

○喜友名潤税務課長 対象となる設備投資というのは、例えば何か財産を取得する、製作する、もしくは建物を建設する、増築・改築・修繕・模様替えのための法人による取得—建設を含むというふうにかなり拡充されておまして、いろんなパターンで課税免除が適用されるというふうに変更されております。

○當間盛夫委員 まあ、促すわけね。そういう過疎地域で今ネット—いろんな

分があるから、オンラインでできるような事業者がそういったところでも事業をやるとこういう固定資産税なり不動産取得税なりの減免をする分だということと、これ県税の減収75%は地方交付税ということがあるんですけど、固定資産税は市町村税になると思うんですけどそれに対しては何もないのか。これ県税に対してという書き方をされているんだけど、固定資産税に対してはどうなのか。

○喜友名潤税務課長 市町村税の固定資産税に関しましても、同様に交付税措置がされるものと考えております。

○當間盛夫委員 これも75%という認識でいいんですか。

○喜友名潤税務課長 県と同様に75%の交付税措置というふうに考えております。

○當間盛夫委員 ありがとうございます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 ちょっと教えてください。下の表の説明のところの1の現行制度とあって、(1)の部分に改正内容というのは関わってくると思うんですけど、(2)と改正内容っていう関わりというのはどういうふうになりますか。

○喜友名潤税務課長 2番の改正内容の表のことかと思うんですけど、左側が現行のもので……。

○國仲昌二委員 もう一度言いましょうね。

この四角の中の1現行制度っていうのがあって、上のね、その(1)に過疎地域内において製造業、旅館業若しくはという部分—(1)に下の改正内容というのは係ってくると思うんですけど、このもう一つの(2)っていうのがありますよね、現行制度の過疎地域内において畜産業または水産業を行う個人でとかいうそこと、下の改正内容というのはどう関わっているんですかと。

○喜友名潤税務課長 1番の現行制度に2番の改正内容の表の右側の部分が追加されますというような意味でございます。

○國仲昌二委員 今話しているのは、現行制度の(1)に下の改正内容の右側が入ってくるということですよ。それでいいですか。

○喜友名潤税務課長 そうでございますが、1番の現行制度には例えば情報サービス業等という業種が入ってないんですが……。

○國仲昌二委員 入っていないのでそれが追加されるということですよ。それは分かりました。じゃあ、この現行制度の中の(2)あるいは(3)でもいいですよ。まあ(2)だね。(2)っていうのは下とは関わりがあるんですか、ないんですかという話です。

○喜友名潤税務課長 1番の現行制度の(2)(3)につきましては、特に内容に変更はございません。ただ、期間の延長だけ一3年間延長されるという意味で記載してございます。

○國仲昌二委員 分かりました。それを確認したかったです。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第11号議案沖縄県収用委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 説明資料の16ページを御表示ください。

乙第11号議案沖縄県収用委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、沖縄県収用委員会の宇久信正委員及び平良卓也委員が令和3年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

収用委員として御提案しました宇久信正氏と平良卓也氏は、それぞれ不動産鑑定士、弁護士として活躍され、優れた経験と知識を有しているとともに、沖縄県不動産鑑定士協会、沖縄弁護士会より推薦されていることから、収用委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て引き続き任命したいと考えております。

また、提案に係る履歴を掲載した議案説明資料（履歴書）もございますので、参考に御覧ください。

以上で、乙第11号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案沖縄県公安委員会委員の任命についての審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 ただいま通知いたしました説明資料の18ページを御表示ください。

乙第12号議案沖縄県公安委員会委員の任命について御説明いたします。

この議案は、沖縄県公安委員会の與儀弘子委員が令和3年7月31日に任期満了することに伴い、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案しました比嘉梨香氏は、平成12年に有限会社開を設立後、株式会社沖縄海邦銀行取締役や株式会社N T T ドコモ沖縄振興推進室顧問を歴任するなど

経済界で活躍しております。また、沖縄県自然環境審議会委員、沖縄県教育委員会委員及び委員長を務めるなど、幅広い活動実績及び手腕は高く評価され、公安委員会委員として適任でありますので、議会の同意を得て任命したいと考えております。

また、提案に係る履歴を掲載した議案説明資料（履歴書）もございますので、参考に御覧ください。

以上で、乙第12号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、補助答弁者の入替え）

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情令和2年第125号外8件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 それでは、総務部関係の陳情案件について、御説明いたします。

ただいま通知しました陳情説明資料の1ページ、陳情一覧表を御覧ください。

総務部関係の陳情は、継続陳情7件、新規陳情2件の合計9件となっております。

継続審査となっております1から7の陳情7件につきましては、処理概要の変更はございませんので説明を省略させていただき、8から9の新規陳情2件

について、陳情の要旨は省略し処理概要を御説明いたします。

通知いたしました、説明資料の13ページを御表示ください。

陳情第84号令和3年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情のうち、総務部と教育委員会で所管する4につきまして、13ページから14ページにかけて記載しております総務部の処理概要を読み上げて御説明いたします。

令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、低所得世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等への修学を支援することを目的に、授業料及び入学金の減免並びに住居費が勘案された給付型奨学金の支給が併せて行われております。

本制度の対象校種は、大学、短大、高等専門学校及び専門学校で、対象者は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯（新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯を含む）となっております。

授業料及び入学金の減免について、大学等に係る支援は国が、専門学校に係る支援は都道府県が行い、給付型奨学金については日本学生支援機構が行うこととなっております。

沖縄県においては、本事業を活用し、令和2年度は専門学校に通う学生2083人（うち離島出身者130人）に対し支援を行っており、令和3年度においても引き続き支援を行ってまいります。

県としましては、本制度を適正に運用することで、離島出身者を含む低所得世帯の高等教育への進学に伴う経済的負担の軽減を図っていきたいと考えております。

次に、15ページを御覧ください。

陳情第114号尚学学園の運営改善等及び顧問弁護士に関する陳情につきまして、15ページから16ページにかけて記載しております処理概要を読み上げて御説明いたします。

1については、議会（総務企画委員会）において判断されるものと考えております。

2から4までについては、私立学校は独自の教育理念や校風を持ち、その自主性が尊重されるとともに、公共性を高めるための特別の法人である学校法人により運営されており、学校法人は、私立学校法及び寄附行為に基づき設置される理事会、監事、評議員会がその役割や機能を発揮させることで、自主的かつ効果的に運営することとなっております。

陳情にある元相談役と顧問弁護士との関係についての調査、指導並びに第三者委員会の設置による調査等については、学校法人の責任及び判断の下、実施されるべきものと考えております。

県においては、尚学学園における自主性や独自性を尊重しつつ、同学園の法人運営が私立学校法及び寄附行為に基づき適正に行われているか事実関係について引き続き確認していくこととしております。

以上、総務部所管の陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○又吉清義委員長 次に、陳情第84号の記の4について、教育庁教育管理統括監の説明を求めます。

佐次田薫教育管理統括監。

○佐次田薫教育管理統括監 13ページを御表示ください。

陳情第84号令和3年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情4につきまして、教育委員会所管の処理概要について御説明いたします。

14ページを御表示ください。

高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の居住費等を支援するため、離島高校生修学支援事業を実施しており、国が市町村に対し2分の1、県が4分の1の補助を行っているところであります。

当事業は、初等中等教育の円滑な実施を目的とするものであり、高校生が対象となっております。

以上で、教育委員会所管の陳情処理概要の説明を終わります。

○又吉清義委員長 教育管理統括監の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 陳情第53号一沖尚の件なんですけれども、これ、以前も陳情が出ていろいろ議論をしたんですけれども、最後のほうに県としては丁寧に保護者等に説明をしてくださいということを書かれていますけれども、聞くところによると前回出した陳情のPTAの関係者全員、役員を降ろされたいん

ですけれども、この辺の事実関係を分かっていますか。

○古市実哉総務私学課長 尚学学園の理事は今現在10名となっております。この理事の選任につきましては、私立学校法それから同学園の寄附行為の第6条の規定で定められている内容のとおりで、一応今選任されているということで報告を受けております。

○仲村家治委員 いろいろ現場では学校現場とかP T Aとかあつれきがあるような話があって、確かに私たちは冷静に判断せざるを得ない部分があるんですけれども。

委員長、私は参考人で陳情者を呼んで具体的に話を聞かないと私自身は質疑できないので、ぜひ参考人招致をお願いしたいと思います。

○又吉清義委員長 はい、これは後で協議します。

○仲村家治委員 あと離島の陳情一第84号ですけれども、離島の子供たちが本島または県外に進学する際にいろいろ沖縄本島の子供たちよりは経費がかかる。また高校で離島から沖縄本島に出てきた子たちもそれなりに十五の春と言われていたほど大変厳しい状況があるんですけれども。県の寮がありますよね。この辺の状況を聞いていると、空きがあっても入れないという状況があるんですけれども、この辺の皆さんが言っている補助とか相反する部分があると聞いているんですけど、この辺について説明をお願いしたいのですが。

○大城勇人教育支援課長 現在群星寮につきましては、委員お話のとおり空きがございます。その空きに関しましては、そこを埋めるために関係市町村に改めて募集をかけている最中でございます。ただ、設立目的そのものが高校未設置の離島の高校生を対象ということで、今回陳情に上がっているものが大学生ということになっておりまして、対象外ということになっております。

そのほか、学校寮につきましては、設置している学校の学生ということになっております。

○仲村家治委員 フロアごとに1年、2年、3年というふうに分けているということで、3年生の部屋が空いていても1、2年生だったら入れないということがあるようですが、それは事実ですか。

○大城勇人教育支援課長 ただいまその空き室対策としまして特例措置ということで、今年度追加募集の際に空いている部屋に子供たちを入れようということで募集をかけて、それで、5月末には1名の方が一1年生ですけれども入寮しております。ただ、まだ空きがございますのでそれについては募集をかけているところでございます。

○仲村家治委員 あともう一点。過疎という意味では一失礼にならないように言ったら、例えば本島北部の子供たちも基本的に那覇の学校、那覇近郊の学校に来る場合は実家を出てアパートを探すとかいろいろ経済的に厳しいと思うんですよね。ただ、離島をもちろん最優先していいと思うんですけれども、空きがあれば特に本島北部も2次募集で入れるとかですね、その辺の柔軟性を持ってもいいと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 去年は新型コロナの影響で募集がかけられなかったんですけれども、一去年はそういう形で対応させていただいたところでございます。

○仲村家治委員 ぜひ、離島と過疎地域の子供たちが安心して通学できるような環境一せっかく寮を造ったわけですから、そういった子供たちを優先に第一に運営よろしくお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
山里将雄委員。

○山里将雄委員 今の陳情一離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する件、少しだけ確認をしたいと思うんですけれども。この処理概要のほうですね。まず、一番下のほうの教育委員会教育支援課のほうで行っている学校一高校未設置の離島を有する市町村の高校生に居住費等を支援するという制度なんですけれども、ここで求められているのは離島出身で高校卒業後に大学・専門学校への進学を希望している学生と一高校卒業した後の学生に対する支援をここで求めているんですけれども。この制度はあくまでも高校生を対象とした制度ですよ、今説明なさっているものについては。

○大城勇人教育支援課長 今回の陳情処理方針でございますけれども、本要望

は国の離島高校生就学支援事業の対象を大学生・専門学校生まで広げてほしいという内容に対して答弁させていただいたものでございます。

○山里将雄委員　ここでは高校生が対象となっているということですので、そこまでは広げてはいないですね。

○大城勇人教育支援課長　はい、さようでございます。離島高校生就学支援事業は国の僻地児童生徒援助費等補助金の中の一項目でございます。当該補助金を含め初等・中等教育の円滑な実施を目的としているもので、対象者が高校生となっているところでございます。

○山里将雄委員　陳情に対する処理になっていないような気がするんですけど、今後これを大学や専門学校まで広げるとかそういう動きといたしますか、お考えはないんですか。

○大城勇人教育支援課長　繰り返しの答弁になりますが、当該補助金については一つのメニューではなくて国の補助事業の項目の中の1項目—いわゆるパッケージの補助金がございます。それが初等・中等教育の円滑な実施ということを目的としておりますので、その拡充が非常に厳しいものと考えております。

○山里将雄委員　ぜひ考えていただきたいと思うんですけども。もう一つ、その上の高等教育の就学支援制度。これが令和2年度から新設されたということなんですが、この本事業での今の実績が専門学校に通っている学生が2083人、そのうち離島が132人ということになって、今回の陳情についても離島の子供たちについてのことなんですけれども、このコロナの影響というのはかなり出ているだろうと思うんですけども、令和2年度の132人—これ令和3年度としてはどうなんですか見込みとして。やっぱり増えている—相当増えているのでしょうね。

○古市実哉総務私学課長　令和3年度の—6月4日時点の状況になりますけれども、全体では2321人となっております。そのうち離島出身者につきましては133人となっております。

○山里将雄委員　とすると、そう目立って今の段階ではそんなに増えていない。でも今後は増えていく可能性は当然あるんでしょうね。

○古市実哉総務私学課長 増えてくると思いますし、また我々としても適正な運用を図るとともに幅広くこの制度を広く周知することで、より支援が充実することに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○山里将雄委員 分かりました。しっかりとその辺取り組んでいただいて、ぜひ離島の子供たちがきちっと教育が受けられるような環境づくりをしていただきたいと思います。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
平良昭一委員。

○平良昭一委員 さきの仲村委員と関係もありますけれど、新規陳情第84号—この離島・過疎地域の振興ということの中で、先ほど本島内の話もありましたけれど、このくくりというのは離島に限られているのですか。それとも本島内でも過疎地域というのは対象になっているのですか。

○大城勇人教育支援課長 先ほど教育委員会で説明させていただいた項目の話でよろしいでしょうか。それとも総務私学課が答えた内容ですか。

○平良昭一委員 端的に聞くと、離島・過疎地域の振興と来てますよね。そのくくりというのは本島内の過疎地域も含まれているかということですか。離島のことだけを言っているのかということを知りたい。

○佐次田薫教育管理統括監 今回うちの所管になっているのは、陳情の4番目の離島出身で高校卒業後に大学・専門学校に進学を希望している学生の学費及び住居費を支援することということで、離島出身ということでのうちの事業としては高校未設置離島を有する市町村においてということでの高校生の移住地を支援する事業等をしているところです。

○平良昭一委員 大体毎年、離島・過疎地域振興に関する要望事項というのは出てきているわけですから、その中で離島出身の高校卒業後の大学・専門学校というのは今回のものですよね。であれば、それ以外の過疎地域も一本島内の過疎地域もそういう要望があれば考えるかということを知りたい。ほぼ同じ条件だよ。

(休憩中に、質問内容の再確認)

○又吉清義委員長 再開いたします。

大城勇人教育支援課長。

○大城勇人教育支援課長 陳情の内容が離島出身の高校生ということで御説明させていただきましたが、僻地につきましても僻地児童生徒援助費等補助金というのがございまして、委員おっしゃるとおり補助メニューはございます。

○平良昭一委員 じゃあ、これは陳情の趣旨が離島出身ということでこだわっているから、今そういう対応をしているということで理解します。

そして、陳情令和2年第125号と第154号—いわゆるコロナの中でいろいろ減免や対応をしてほしいということでありますけれど、今処理の概要では全く今回変わっていませんけれど、1年前ぐらいの陳情要請になっているわけですから、これだけコロナ禍が厳しいような状況の中で—1年近くなる中で、今後の対応をどうしていくかということも考えるべき時期に来ていると思うけれど、全くそういうのは処理概要の中で議論はされなかったのですか。

○喜友名潤税務課長 現在は徴収猶予の特例制度というのが終了しまして、その後の対応につきましましては総務省通知に基づきまして既存の猶予制度というのがございます。これを柔軟かつ適切に運用することにより引き続き納税が困難な納税者に配慮した制度運営を図っているところでございます。この既存の猶予制度でもこれまでの徴収猶予の特例制度とほぼ同じような扱いで納税の困難な納税者については徴収の猶予を、1年間猶予しても納められないときは最大2年間徴収猶予をするという扱いをしているところでございます。

○平良昭一委員 分かりました。

それと尚学学園の問題。昨年11月25日に陳情が出て、そして3月も出て、また今回も出て、毎定例会ごとに出してきていることに関して皆さんの処理というのは全く変わっていない。特に今回の新規のものに関しては全く行政側が対応しないがゆえに議会に対して—総務企画委員会で参考人招致をしてくれと—関係者呼んでと。皆さんは、議会が考えることだというような言い方をしているけれど、陳情者の中にはお願いしても全くこれを対応してこなかったというものがあるのではないですか。どうですか。

○古市実哉総務私学課長 これまでも御説明させていただいたところでありましてけれども、私学というものは個人の財産により設置・運営されているということもあって、その独自性を尊重しなければならないということがあります。ただ、一方では教育の持つ公共性を勘案するとともに理事長などが私利的な学校運営をすることは望ましくないという観点から、私立学校法では一通常はその公共性を担保するために行政の関与を強めるというような仕組みを持つてくる場所なんですけれども、この法律では学校法人制度を創設するというところで公共性を確保するというような制度になっていることから、基本的に私立学校の適正な運営を維持するというのは行政ではなく学校法人の責務ということになっていて我々行政はその私学の自主性を尊重しなければならないというふうにされているところです。ただ、公共性の確保、あるいは教育的な運営について学校法人の責務でありますので、県としてはその理事会が正常に機能していないかどうかについては注視するとともにその法律的な指導とか立入検査まではできないとしても事実上の情報収集ですとか事実確認をすることで、子供たちが安心して学習できるような環境を整えるように何かしらのことができないかどうか、そういう意味では法人それから学校に対して自浄作用を働きかけていくとかそういったことを考えながら、これまで取り組んできたところでございます。

○平良昭一委員 毎定例会ごとに出されてくるということに関しては我々議会としては皆さんが一総務私学課としては支援しているわけですよ。これは尚学学園だけじゃないほかのところもあるわけですよ。当然管理運営をする責任もあるわけですよ。そこを今回の陳情者は求めてきているものであって学校といわゆる寄附行為者、PTA含めて、平等性がない、中立かつ客観的な第三者委員会をつくってくれっていうことを文言にして皆さんに伝えているわけですよ。それを公共性を確保すること、私学の自主性を優先していると一見守るだけですということ、納得してないからこれを求めてきているわけであって。細かいことは我々はそんなに知り得ませんよ。ただ、定例会ごとにこういう陳情出されてくるということが異常だよということ、我々を感じるわけですよ。その中で子供たちに対してちゃんとした教育の場を与えられているのかというのを心配するのは当たり前ですよ。ほかの私学だって影響するわけです。これから通信高校の学校とか専門学校とかいろいろ沖縄に進出しようとする中で、私学の支援体制がそういうことじゃ困りますよということも我々指摘せざるを得ない。その観点から陳情者に対して丁寧に説明しているのかなということ

私は疑問に思うけれど。私学の自主性、これだけでいいのか。どう思いますか、3回も出されることに対して。

○池田竹州総務部長 3回出される一陳情は陳情者の権利でございますので、回数については私どもがコメントすべきものではないと考えております。

陳情を受けまして尚学学園の指摘されているもの、例えば最初の頃でございますと、いわゆる尚学院と尚学高校の教師の派遣等につきましては文科省や沖縄労働局と調整しまして、現状問題がないというところは確認したところでございます。そのほかの点についても確認できる部分については文書で照会を行いまして、一部回答でまだ不十分な点については改めて今別途照会の準備しているところでございます。

一方で私学というのは基本的に自主性を尊重するというでなかなか一例えは第三者委員会を設置しなさいという指示をするというようなことは非常に困難であるというのも弁護士等との相談を経て確認しているところでございます。ですから、当然私学助成で不正があれば法律に基づいて検査に入るんですけど、そういったところでのいわゆる不適正な会計処理等はないというのも確認しているところでございますので、今のところ県のほうでなるべく説明責任を学校側に求めながら繰り返し疑問点については確認を進めているところでございます。強制的になかなかやりにくいという部分については御理解いただければと思います。

○平良昭一委員 大体皆さんの考え方は分かってはきましたけれどもね。ただ、3回も陳情を出されて県議会の中でも総務企画委員会に関係者を招集していろいろ聞いてくれと言われていたような状況の中、仲村委員も言いましたけれど、皆さんがそういう態度でかたくなにこだわるようであったら、今の説明であればやらざるを得なくなるわけよ。そういう形の中で陳情者を呼んで聞いてくれと言われたときに、全く違った意見が出て我々が見解を一皆さんと違うような意見が出てきた場合、皆さんにだって説明責任あるよ。そこをどう感じるか。

○池田竹州総務部長 繰り返しになりますけれども、私自身、文部科学省の課長さんにお会いしていろいろとどこまでできるかというのは、あと県の顧問弁護士なども通して確認しているところでございます。法律上私どもとしてはなかなか難しい面もあるのは踏まえつつ、陳情の趣旨を踏まえて学校側に説明を求めているところでございます。

○平良昭一委員 分かりました。

委員長、私も仲村委員と同じように一最初の段階から次元的にいろいろ変わってきているところがあるわけですよ。これまで何回も質疑をして、理解もできないところもあるものだから、ぜひその陳情者が要望しているようなことを委員会としても動いていただくことを要望して終わります。

○又吉清義委員長 後ほど協議します。

ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 8ページのゴルフ場利用税に関する陳情なんですけど、陳情者はゴルフ場利用税の課税免除を廃止してほしいという陳情の内容なんですけれども。処理概要には地方税法に基づいている内容だということで、あと18歳未満のものとか70歳以上、あと身障者の方々、国民体育大会あるいは国際競技会ないし—これ公式練習も含まれているようなんですけれど、これひっくるめて廃止してほしいというような内容で来ていると思うんですが、この国税庁か—地方税法が非課税を対象にしたのはいつ頃からか分かりますか。どういった背景でこういったのを設置したというのを条例に示したというの分かりますか。

○喜友名潤税務課長 18歳未満、70歳以上、それから障害者、国体のゴルフ競技、学校の競技活動として行う場合の非課税規定につきましては、平成15年に創設されております。

○仲宗根悟委員 今の説明ですと平成15年から非課税制度が入ってきたと、それ以前は陳情者が言うようにゴルフをなさっている方々—golferっていうんでしょうかね—納税義務者からはしっかり徴収されていたというように理解してよろしいんでしょうか。

○喜友名潤税務課長 今資料を持ち合わせていませんので、それ以前の条件については把握しておりません。

○仲宗根悟委員 それでは非課税にした法の趣旨—どうしてこの方々非課税にしていかなくちゃいけないというのは—法の目的というのかな、それから私たちの条例もですよ、法に準じたということじゃなくてそれなりの理由があるは

ずなんですけど、どういった理由があるんでしょうか。

○喜友名潤税務課長 地方税法の第6条には、地方団体は公益上その他の事由により課税を不相当とする場合においては課税をしないことができると規定されておりますので、公益上その他の事由により課税を不相当というふうに考えて非課税規定が創設されたと考えております。

○仲宗根悟委員 課税を不相当とする場合は課税をしないこともできる、だからくりまただけでは乏しいんじゃないかなと思うんですね。やっぱり陳情者を納得させるためにはそれなりの18歳未満の方々というのはジュニアを育成するために非課税にしました、どうぞ鍛錬して優秀な選手が生まれるように18歳未満の皆さん、この趣旨で非課税にしますからゴルフ場利用してください、練習してくださいというような内容だと思うんですね。これまでお仕事一生懸命—社会のために尽くされたせめて70歳以上の方々も非課税にしましょうよという趣旨じゃないかなと思うんですね。そういった背景があるものですから、そういった方々は非課税にくくったんじゃないのかと私はそう思いたいのですが、そうじゃないんですかと聞きたいのですがいかがですか。その背景があると思うんですよ。

○喜友名潤税務課長 恐らく委員おっしゃるような背景があってそれぞれの非課税規定が創設されたものと考えております。

○仲宗根悟委員 そうしますと陳情者にも納得いくような説明ができると思うんですよ。こういう理由で非課税にしてありますと。陳情者も、県税収入ですからもっと県税収入増やすためには廃止したほうがいいんじゃないですかという内容ではあるんですけども、それにも増して優秀な選手を育てたいために18歳未満の皆さん非課税にしました、どんどん練習積んで鍛錬重ねて宮里藍みたいなの—沖縄県はいろんな方々がゴルフで活躍なされている女子ゴルファーもいっぱい出てきていますよね。どんどん続くようにというような法の趣旨あるいは私たちの条例の趣旨だというふうに思いますので、その辺のところは納得いけるのかなというふうに思いました。

あと、その次の10ページですよ、同じ陳情者から出されているゴルフ場それから産廃場も含めてなんですけど、報奨金が出ているのも、報奨は廃止してほしいという内容なんですよ。やはり窓口でもこういった娯楽利用税がどんどんなくなっていくって、なぜゴルフ場だけ利用税取るのかというような窓口での

対応もしているにもかかわらず報われないでしょう、報奨金ぐらいあげたらという内容で皆さんの処理概要には書かれているような気がするんですがね、そういった形で。全体で一前の議会でどなたかが質問して額も調べてあったと思うんですが、納税義務者が一プレーヤーが支払うのを束ねて集めて特別徴収義務者か今度は県税として払うゴルフ場側、1か月単位で払うと思うんですけど、6か月なのか1年に一遍なのかよく分かりませんが、そういったときの報奨金といった形で皆さんは払うのが10ページの陳情だと思うんですけど、この割合というんでしょうか、ゴルファーから集めた利用税を納めるんですが、その中から年間になると思うんですが、報奨金はどの程度の支払いになりますか。これ、産廃場も含めてお願いしたいんですけども。

○喜友名潤税務課長　ゴルフ場利用税の報奨金の交付率につきましては1%、産業廃棄物税の報奨金の交付率につきましては2.5%で交付しております。

○仲宗根悟委員　これ年間ですよ。

○喜友名潤税務課長　そのとおりでございます。年間に納めた税額の1%、2.5%、それぞれ報奨金を交付しております。

○仲宗根悟委員　資料を持っているのでいいんですが、それぞれ県が昨年あるいは一昨年、この1%、2.5%、どの程度支出されているのか—その報奨費として支払っている額はどの程度あるのでしょうか。

○喜友名潤税務課長　令和2年度の報奨金の交付額についてお答えいたします。ゴルフ場利用税の令和2年度の報奨金の交付額が788万3000円、産業廃棄物税の報奨金の交付額が82万7000円となっております。

○仲宗根悟委員　ということは、総体の1%が報奨費として支払っているわけだからその分の99%は県税で—その7割が市町村か3割が県税として入ってくるわけだからそんなに大きな額ではないと思うんですけど、陳情者の言いたいことというんでしょうか—そのゴルフ場利用税、産廃場以外にも報奨費として支出されている県からの項目というか別メニューはあるんですか。

○喜友名潤税務課長　ゴルフ場利用税、産業廃棄物税以外には軽油引取税が報奨金交付率2.5%で支払っている税がございます。この3つの税目が報奨金を

交付しております。

○仲宗根悟委員 3つのうちこの2つを廃止してくださいというような内容なんですけれども、処理概要にもあるとおりこれからも報奨は支払っていきたいというような内容。これは納税の促進も図る、それからさっきお話したとおり窓口徴収のときの説明やら何やらのナンジティマっていうのもあるという意味では廃止すべきではないというふうに思いはするんですけれど。この辺のところはまた委員で考えますので。

ありがとうございました。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 陳情第84号に対して、総務私学課の処理概要について伺います。

令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始されて、県としては専門学校に係る支援をされているということなんですけれども。この授業料及び入学金の減免ということでやられていると思いますが、令和2年度で総額として決算ベースで幾らほどの支出があったのか分かりますか。

○古市実哉総務私学課長 9億6926万3000円となっております。

○当山勝利委員 この専門学校に通う学生は2083人いらっしゃるということで、その方々に支援されている—9億6000万円以上。この学生さんたちの県内と県外の数もしくは割合って分かりますか。

○古市実哉総務私学課長 すみません、今手元にデータがないので正確なことはちょっとお答えできないんですけれども、恐らく全て県内の学生かなというふうに理解しております。

○当山勝利委員 全員県内ですか。

○古市実哉総務私学課長 はい、そうです。

○当山勝利委員 データがないので、次に離島出身者130人の内訳も聞きたかつ

たのですけれどもそれもないということですかね。

○古市実哉総務私学課長 離島出身者の内訳でございますけれども、令和2年度実績でお話しさせていただきます。伊江村1人、伊平屋村1人、伊是名村1人、久米島町11人、渡嘉敷村1人、座間味村1人、栗国村1人、宮古島市78人、石垣市33人、竹富町1人、与那国町1人の計130人でございます。

○当山勝利委員 それぞれの出身地での人数はいただきましたけれども、例えばこの方々が大きい離島出身だったら地元にも専門学校はあるだろうし、それから本島に行っていない場合もあるだろうし、県外に出られる場合もあるだろうし。

そういうことの内訳は分かりますか。

○古市実哉総務私学課長 申し訳ございません。そのようなデータはちょっとございません。

○当山勝利委員 こういうデータというのは都度都度皆さんのほうでは把握されないものなんでしょうか。

○古市実哉総務私学課長 この制度の手續につきましては、日本修学支援機構さんのほうで具体的な手續をしていただいております。向こうのほうでの集計というのも各高校とかからの申請を踏まえての整理なので、そこら辺はちょっと今後この制度の充実のためにこういったデータ活用ができるかどうかは同機構と少し調整しながら検討していきたいと考えております。

○当山勝利委員 この処理概要に書かれている支援は都道府県が行い、けど今の答弁だと手續等に関しては支援機構が行っている、だからそれぞれの詳細なデータは県では持ち合わせていないということですか。

○古市実哉総務私学課長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 離島だとよく言われるのが、本島に進学しても県外に進学しても同じ一かかる費用はほぼほぼ変わらないので県外に行く人が多い。大学生の場合はそういうふうな話も聞いたりするんですね。そういう状況が専門学校でもあるのかどうなのかということも知る必要かなと思っております。

ぜひそういうことも併せて、多分大学のほうも情報を捉えたほうが一教育委員会のほうは捉えたほうがいいと思うので、しっかりそこら辺のことも後々一新しくできた制度ですから、後々データとして把握できるようにしていただけたらと思いますのでよろしく願いいたしますが、コメントありましたらお願いします。

○古市実哉総務私学課長 すみません、補足説明をさせていただきたいところがありますけれども、県内の学生については我々がやっております、県外については修学する県がやっているということもありますので、そこら辺を踏まえながら少しどういった整理ができるか今後検討しながら分析をして、この支援が充実できるような形で何かできないかというのは少し検討したいと思えます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今の14ページですけれど、高校未設置離島のところでもっと寮を増やしてほしいとかっていう声も出ている状況があるんですけれども、今未設置離島は何島でしょうか。そしてその中から今年度一前年度でもいいんですけれど、未設置の離島のうちのどれだけの離島から高校進学されたのか。

○大城勇人教育支援課長 まず、高校未設置の離島は16市町村ございまして、そのうち令和2年度につきましては14市町村が事業を実施してございます。

その実績でございまして、うるま市で7名、南城市で3名、伊江村で118名、渡嘉敷村で12名、座間味村で12名、粟国村で21名、渡名喜村で7名、南大東村で24名、北大東村で15名、伊平屋村で43名、伊是名村で32名、多良間村で45名、竹富町で87名、与那国町で39名、合計14市町村で465人が離島高校生修学支援事業を実施いたしまして、総事業費で9235万円となっております。

○西銘純恵委員 1人当たり年額幾らでしょうか。そして、群星寮に入っているのはそのうち何名ですか。

○大城勇人教育支援課長 当該補助事業はまず入学支援金として30万円、それと毎月2万円の奨学金で年間24万円となっております。

それと群星寮の入寮状況でございまして、令和3年6月10日時点で100名で

ございます。

○西銘純恵委員 群星寮の定員は何人ですか。

○大城勇人教育支援課長 120名でございます。

○西銘純恵委員 20名分の空室を置いているというのは一先ほど埋めていく努力をすと言いましたけれども、やっぱり寮に入っている入っていないというのは生活費の関係で生徒さん、家族の皆さん負担が重いので、ぜひ群星寮に活用できる定員分はありますから、それは努力してほしいと思います。

16のうち14の離島から進学したということですが、その流れというのは離島の市町村一過疎化ということで生徒数というのか離島村というの横ばいですか、どのような状況ですか。

○大城勇人教育支援課長 今手元に推移の資料を持ち合わせてございません。

○西銘純恵委員 小さな離島でも結構2桁の本島進学があるという数字を聞いて、やっぱり離島に定住していく若い皆さんが増えていく状況になっているのかなというの、推移として見ていただきたいなと思います。

次、16ページ、新規の件なんですけれども。部長が私学については基本的に自主性を尊重してということで、この間いろいろ陳情者の陳情を受けていろいろ取り組んできたということをおっしゃったのですが、これまで学園に対して情報提供を求めたという一県としての努力、どのような情報提供を求めて、それに対して学園側が回答してきたものがどうなのか、その中で何か課題というのか、それが出たのかどうかお尋ねします。

○古市実哉総務私学課長 まず、この間の取組の中で確認したものについて御説明したいと思うんですけども、補助金を交付している観点からは私立学校振興助成法に基づいて適正に当該補助金が執行されているかどうか2年に1回実際現地に赴いて、書面・帳簿それから関係書類等を確認しております。その内容・結果については、特に補助金交付上の問題はないというような判断をしております。

あと、尚学学園と尚学院との間における講師派遣等の契約に係る手続についてですが、理事会における手続について利害関係者となる理事がいる場合は決議に関わることができないということは当然想定されるような話でありますけ

れども、本事案についても当該理事会においてはそのような手続が踏まえられており、特に利益相反行為と言われていることについても適法ではないかというふうに判断しております。また、こういったような利害関係者となる理事がいる場合については決議に加わることができないという趣旨の定めが同学園の寄附行為においても整備されていることを確認しております。

あと、いわゆる労働者派遣法に関わる課題として、尚学院から同学園への講師派遣が行われていて、その関係についていろいろ指摘があったところについてですけれども、当該出向といいますか一派遣の講師の給与に上乘せがされていたということにつきましては、令和2年度分については同学園から尚学院に返金されたという報告を受けておりました、その点も学園から提出された理事会決議書あるいは関係書類で確認しております。また、今現在はこの両者間において出向契約書を締結しており、この点については既に是正がなされており特に私立学校法上の観点としては問題がないのかなと考えております。この出向契約書の内容については学園のほうから沖縄労働局のほうにメール送付をして確認いただいたというふうに聞いております。

そのほか、この関係の令和2年度以前の過去のことについては関係法令を所管する沖縄労働局において判断されるものかなというふうに理解しております。

あと、反社会的勢力と関係があるとされているA氏を相談役に任命等したというようなお話もありましたけれども、この方が反社会的勢力一暴力団と関わりがあるかどうかということについては、県警察本部のほうと2回ほど調整等行ってきたところですので。これについては、県警としては今現在同氏が相談役ではないということと、実際関係性が今知り得る情報では伺えないということで、暴力団と関わりがあるかどうかについての情報は提供できないという話でしたので、ここは引き続き警察本部と相談していきたいと考えております。

先ほど、ほかの委員からもありました理事長に異を唱えている教職員が理事を外されたという件につきましても、先ほど部長からもありましたとおり文部科学省と相談をして助言をいただいた上で取組を進めておりますけれども、一部の理事からこういった発言があることのみをもってこの件に対応するのは難しいのではないかということ、私立学校法としては理事長の行動が実際に法人に不利益をもたらしているかどうか、そういった観点から情報収集を行っていくべきで、そのような懸念事項が事実としてあるのではないかという可能性が高まったときに具体的な事実確認を行うというようなことが現実的な取組かなということですので、今我々としては慎重に事実確認を行って、確認された事実を踏まえてどういう対応ができるかということが今後の課題かなと

考えております。

あと、理事会の議事録作成につきましては、今現在議事録が作成され学園窓口
口に備え付けられていることを確認しているもので、この点は問題ないもの
と考えております。

○西銘純恵委員 情報提供を求めているいろいろ解明している部分というのが見え
ましたけれども、3番目に話した労働者派遣法の関係の指摘については、お金
が上乗せされたのが返金されたということでありましたけれども、本来ならば
上乗せされたということが問題にされることではないか—返金されたからいい
ということをやめるのかという問題があると私は思いますので、これ1点。

もう一つは、出向契約書が当時はなかったけれども、今労基署にそれも提出
されたら、それは県がそういう情報提供を求めて関わってきてそういう是正を
したと—学園側がね、そういうことが見受けられるということですのでそれなりに県
の果たしている私学の—自主運営といってもそれなりに入るべき問題に対して
は手を打っているということをお断りいただきましたので、今後まだ残され
ている部分があるということですから今後にも備えたいと思います。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、乙第10号議案車両損傷事故に関する和解等についての審査を行います。
ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。
平松伸二警務部長。

○平松伸二警務部長 乙第10号議案車両損傷事故に関する和解等について御説
明申し上げます。

令和2年12月25日、北谷町の店舗駐車場において、職員が駐車した公用車の後部座席ドアを開けて、車内に置いていた荷物を取り出そうとしていたときに、そのドアが風にあおられて、隣に駐車していた車両のドアに接触し損傷させた車両損傷事故が発生しました。

県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に対し、7万4000円を支払うことを内容とする和解をする必要がありますので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、乙第10号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○又吉清義委員長 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 この金額的な部分は何かあるんじゃないんですか。7万4000円というのがあるんだけど、議会にこの分での議決を求めること自体のものは一例えば50万円以上だとか、いろいろあるじゃないですか。そういったものはこういうものにはないのか。

○平松伸二警務部長 賠償金としては7万4000円ということなんですけれども、いわゆる委員のおっしゃっているのは専決処分で議会にかけないという処理が可能かということかと承知しますけれども、この場合は駐車場内でお互いに停止しておりまして、ドアを損傷させたという事案でございまして、いわゆる交通事故に当たらないということで、これは専決処分では処理できないということでございます。

○當間盛夫委員 後で事務局に聞くよ。もういいよ。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 直接これには関係ないのですけれども、よくコンビニとかにパトカーが止まっているんですけれども、これは多分防犯上とかいろいろあると

思うんですけど、警察の方がコンビニで弁当を買っているような風景も見たことあるし、これはそういうことを積極的にやってくださいという意味でやっているのか、それとも経緯というか一オーケーしているのかちょっと疑問に思っているので教えてください。

○平松伸二警務部長 警察としてそのような行為を推奨しているかどうかというのは、私は具体的に承知はしていません。最近では姿を見せるといいますか一パトカーが止まっているよということを表しまして防犯意識を高めるというようなこともあり得ると思いますので、その点については警察としてもそれはあまり禁止することはしていませんと承知しております。

○仲村家治委員 店長が大変助かると言っていたんですね。目立つしパトカーが止まっているということは自分たちも大変助かるという声があったので、これは店長がお礼を言ってくださいと言っていたので代弁します。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 議案の概要を説明いただきましたけれども、この公用車というのは通常私たちが見る警ら車一パトカーなのか、あるいは別の公用車なのかその辺からお聞きしたいのですが。

○平松伸二警務部長 いわゆる白黒のパトカーではございません。

○仲宗根悟委員 場所が場所だけに一スーパーマーケットの駐車場というようなことですので、何らかの形でスーパーマーケットに業務のために行き、今回の接触といたしましうか、被害を及ぼしたことに至るわけですが、その内容も伺ってもよろしいでしょうか。

○平松伸二警務部長 業務ですとか捜査の内容につきましてはお答えは差し控えたいと思うんですけども、業務先の駐車場一これは商業施設の駐車場ということなんですけれども、そこに駐車をいたしましてその左隣に相手方の車両が止まっていたと。それで、この公用車には2人乗車一運転者は当然1名ですけど、助手席に1名、合計2名で対応しておりまして、駐車したところ助手席の警察官が車両を降りまして後部座席に置いてあったかばんを取り出そうと

して後部座席を開けた。後部座席に置いていたかばんを取り出そうとしたときに突風が吹いて、開けてあった後部ドアが突風にあおられたということで、そのドアが隣の車両にぶつかったという事案でございます。

○仲宗根悟委員 いずれにしても商業施設の駐車場にはそれなりの公務一業務のために行ったということで理解してよろしいでしょうか。

○平松伸二警務部長 そのとおりです。

○仲宗根悟委員 以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、公安委員会関係の陳情令和2年第54号外4件について審査を行います。ただいまの陳情について、警察本部警務部長及び同交通部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平松伸二警務部長。

○平松伸二警務部長 沖縄県公安委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

まず、1ページの陳情令和2年第54号令和2年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の8の処理方針に関しましては、前定例会から特段進展はございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、3ページの陳情第44号高江・県外機動隊派遣住民訴訟の口頭弁論に多数の県警察官らを動員させた問題について全容解明を求める陳情について御説明申し上げます。

本件訴訟に限らず、自らが被告となるなど県警察が関与する訴訟において、警察職員が必要に応じて裁判を傍聴することは、職務として適切なものであると考えております。

また、本件住民訴訟について申し上げますと、陳情書にもございますとおり、当該尋問期日は、元沖縄県公安委員や元沖縄県警察本部警備部長など主要な証人を尋問する、訴訟全体において極めて重要な局面であり、また、尋問自体が終日にわたって行われることとなっていたため、尋問内容の記録や組織内での報告のための人員が多く必要となったものであります。

そのため、ある程度多数の職員で傍聴券の抽選に臨む必要があると判断したものと承知しております。

こうした背景から、傍聴券の抽選において、結果として15名分が当選したものであります。他業務との兼ね合い等から実際には7名が傍聴し、残りの8席分がやむを得ず空席となったものと承知しております。

このように、やむを得ず傍聴席が空席となったものであります。抽選という性質上、その結果を事前に予測することは困難であり、前もって参加者に傍聴しないことを許容していたとか、原告側の傍聴を妨害するなどといった意図はございませんでした。

県警察といたしましては、今後とも、県民の皆様の御理解が得られるよう、個別訴訟について、適切に対応してまいる所存であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○又吉清義委員長 警務部長の説明は終わりました。

次に、交通部長の説明を求めます。

大城辰男交通部長。

○大城辰男交通部長 2ページを御覧ください。

陳情第43号国道449号（名護・本部地区）での粉じん等の環境調査の実施と過積載車両の取締りを求める陳情につきましては、継続案件であります。1の過積載等の違反車両を厳正に取り締まることについて処理方針に変更がありますので御説明いたします。

国道449号の交通の安全確保については、過積載車両や不整備車両のみならず、重大な交通事故の要因となる速度超過や信号無視等の違反等も含めて取り締まることによって、安全な交通環境が確保されるものと考えており、県警察では、交通取締りや警ら活動を推進し、違反が認定された場合には、検挙するなどして適正に対処しております。

過積載については、道路の構造に損傷を与えるほか、制動距離が延び、衝突時における衝撃力が増加し重大事故につながりやすい危険な行為であるため、違反の実態に応じて取締りを推進しながら、検挙した場合などには、沖縄総合

事務局と連携を図るなどして、過積載防止対策を推進しております。

国道449号を走行するダンプカーによる過積載違反取締りについては、名護署及び本部署のほか、交通機動隊において取締りを行っており、令和3年5月末時点で6件を検挙し、これらの違反については沖縄総合事務局等へ通知するなどしております。

県警察といたしましては、今後も継続して取締りの推進及び関係機関と連携を図りながら、交通の安全を確保していく所存であります。

次に、5ページを御覧ください。

陳情第51号キャンプ・シュワブゲート前の不法占拠及び違法駐車車両等の撤去に関する陳情について御説明いたします。

1の違法構築物の撤去につきましては、前回の委員会における処理方針に変更はありません。

2の違法駐車車両の取締りにつきましては、キャンプ・シュワブ周辺道路における違法駐車対策に関して、これまでも道路管理者と連携しながら、歩道へ車両の乗り入れができないような物理的な対策を講じたり、現場における指導取締りを行ってきました。現在では、違法駐車車両は見当たりません。

今後も、交通の安全と円滑の確保等のため、同所における指導取締りに努めてまいります。

次に、6ページを御覧ください。

陳情第100号那覇市国際通りの一方通行化等を求める陳情について、御説明させていただきます。

県道39号線、いわゆる国際通りにつきましては、沿線や周辺に商業店舗、事業所、住宅等が混在し、多数の一般車両や路線バスが通行することで慢性的に渋滞が発生しているため、県警察としては常に状況を注視しながら、渋滞緩和に向けた各種取組を推進しているところであります。

一方通行は、道路交通法第8条第1項に基づく通行の禁止等に係る交通規制であります。当該規制の実施に際しては、必要性の有無のほか、地域住民の合意形成や実施に伴って生じる新たな交通障害による影響の度合いなど、様々な状況を考慮した上で判断することとなります。

国際通りにおける一方通行規制の実施につきましては、沿線及び周辺の商業施設等の利用者や住民の方々の利便性やまちづくり等の観点から、地域一帯の合意形成が必要であること。設定した進行方向とは反対の地域等への往來のための迂回路の確保が必要なところ、交通量に見合う迂回路がない場合には、生活道路にも車両が流入するおそれがあるなど、新たな交通障害が懸念されること。現在、多数の路線バスが走行しているところ、反対方向への迂回路やバス

停の確保等、公共交通利用者の利便性に大きな影響が予想されることなど、周辺エリアを含む地域全体の交通流の最適化の観点から慎重な検討が必要と考えております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 陳情第43号国道449号での粉じんそれから過積載の件なんですけれども。前回もこの件少し質疑をさせてもらったんですけれども、改めて幾つか聞きたいと思います。

この処理概要の中で一番下のほう、令和3年5月末時点で6件を検挙というふうになっていますけれども。これは令和3年5月末となっていますけれどもいつからの件数ですか。

○大城辰男交通部長 前回の委員会の後の取締りの件数になります。

○山里将雄委員 ということは3月からということになりますね。3月から5月、そんなに長い期間じゃないんですけれど、その間で6件を検挙したということですか。

これはどんな方法で一過積載を確認するのは世富慶のほうにありますよね、その施設が。でも国道449号は世富慶のところは国道58号なので、わざわざそこまで行ってそこで確認しているということですか。例えば国道449号で過積載だと思われるものを見つけた場合には、そこまで行ってから実際に過積載かどうか確認しているのか。

○大城辰男交通部長 過積載のものについては、先ほどお話しました国道449号の北上線、南下線、その449号で計測して一パトロールをしながら、その中で確認をしたものに違反があると思われるものについて、このような感じで検挙しているという形です。

○山里将雄委員 量るんですね。

○大城辰男交通部長 過積載なので量っております。

○山里将雄委員 それを世富慶まで行ってやっているということか。

○大城辰男交通部長 この積載物については世富慶ではなくて名護警察署のほうで量っています。

○山里将雄委員 失礼しました。名護警察署でも確認は可能なのですね。前回の話—最後のほうで言っていたので。そのいわゆる可動式といいますか、そういったはかりがあるということだったんですけど、そういうものを使っているということなんですか。

○大城辰男交通部長 前回の最後のほうに話が出ておりましたけれども、取締りの手法の関係がありましたので、それについては答弁を差し控えておりましたけれども、移動型の過積載取締計測装置というのがありまして、それを活用して取締りをしたという形です。

○山里将雄委員 前回はその過積載についての検挙といいますか、たしかそこまで実際にはされていなかった。でもこの3か月間に6件も検挙したということは、何か方針の変更とかあったのですか。

○大城辰男交通部長 本部警察署と名護警察署の交通機動隊におきましては、そういうふうの実態に応じて取締りをこれまでもやっております。ただ、検挙件数がこういうふうに出たというのはその後陳情もありましたけれども、検挙された実績というのがそういう形で数字で表れたという形です。

○山里将雄委員 こちらに書いてあるとおり、過積載というのは道路の構造に損傷を与えとか、いわゆる危険な分があるということなので、これはしっかりと取締りをしていただきたいと—国道449号は多くの鉱山がありますのでね、かなりのダンプカーが往来すると地元の住民にとって非常に危険な状況もこれまでずっと起こっています。名護市ではこの国道449号のダンプのそういった被害についてはずっとその解消について取り組んできたところでもありますけれども、ぜひそこは警察としてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに

思っています。

もう一つ確認したいのがあるのですが、一番上の処理方針の1のほう—いわゆる交通取締りについてなんですけれども。3月にこの国道449号で安和の棧橋から出たダンプが乗用車とぶつかるという事故が起っています。

その事故の状況について少しお話いただけますか。

○大城辰男交通部長 事案の概要ですけれども、事故は令和3年3月26日の午後7時25分頃、名護市安和の国道449号において発生したダンプカーと乗用車の衝突事故で、乗用車の運転手と同乗者が軽傷を負ったという人身事故になっております。

○山里将雄委員 その後たしかこれは検挙したものの、何と云ったらいいのか、おとがめなしと云いますか、処理としてはその後どうなったんですか。

○大城辰男交通部長 4月6日にダンプカーの運転手を自動車運転死傷処罰法違反で名護区検に事件送致しております。

○山里将雄委員 この車はぶつかった後に現場を離れているんですよね。現場を離れて一応ひき逃げの疑いということで検挙されているんですけれども。その後不起訴になったのか、新聞で報道されていたように記憶しているんですけれども、どうですか。

○大城辰男交通部長 その件については承知しておりません。

○山里将雄委員 承知していない。そういうものなんですね。

ただですね、ここは安和の棧橋からのダンプの出入り、それから塩川からのダンプの出入りというのは相当激しいものがあって、私、前の一般質問でも取り上げたんですけれども、道路の損傷等々も相当あります。交通事故が起りやすい環境があるというふうに思っています。この事案は一つの例ではあるんですけれども、そういうことをしっかりと県警として取り締まっていたら事故が起らないようにしていただくことが必要だと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○大城辰男交通部長 国道449号にあっては、こういったダンプの事故だけではなくて、実際国道449号での交通取締状況に触れたいんですけれども。

こちらにおいては5月末で道路交通法の違反が227件ありまして、そのうち速度超過が122件、それに信号無視が54件とこの2つを合わせて全体の77%を占めております。あと、過積載の違反についても先ほど言いました6件ということでもありますので、県警といたしましては、国道449号の実態に応じた形で取締りをしながら事故防止に努めていきたいと思っております。

○山里将雄委員 かなり多くの事故等も起こっているようですので、ぜひ今後対応といたしますか、対策を取っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

終わります。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 すみません、確認だけ。

3ページの第44号の傍聴の件ですけれども。陳情の処理方針が前と変わったのかな、書いていることはこれで大体経緯は分かりました。

それで、陳情者が書いている傍聴席25席に対して希望者は93人いたと書かれているんだけど、住民側は30人。そうすると、警察側は当日63名抽選に参加したということに計算上はなるんだけど、そこはどうなんですか。抽選した人。

○平松伸二警務部長 県警の職員一傍聴券の抽選に参加したのは、我々が確認した範囲では63名でございます。

○渡久地修委員 じゃあ、僕が今言った警察の職員は63人参加したということですね。

○平松伸二警務部長 そのとおりでございます。

○渡久地修委員 それで15人当選したと。で、そのうち7名参加して8名は参加しなかったということなんだけれども、この処理方針の中で抜けているのが、これが適切だったのかということだよ。結果とか事実は書いてあるけれども、皆さんこれは適切だったと思っておりますかということよ、その辺どうですか。

○平松伸二警務部長 先ほども陳情の処理方針の中で申し上げましたけれど

も、一応我々としても多数の席を確保したいということで傍聴に臨んだわけですが、結果として空席をつくってしまったということでございましたので、県警察としましては今回の御指摘等踏まえまして県民の皆様の御理解を得られるように、今後ともさらに適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○渡久地修委員 今おっしゃったように、要するにこれは県民の理解とか皆さんは公平・公正にやらないといけないわけよね。傍聴席確保するというのはあってしかるべきだと思いますよ。ところが63名動員して15名当たって7名しかやらなくて残り8名は行かなかったという点では強要はしなかったということは書いてあるんだけど、実際上は参加していないわけよね。今後とも適切にと言うんだけど、これが適切だったかという点では、結果的には8名傍聴しなかったということにもなっているので、僕はこれだけ大量に動員して多くの傍聴が必要だという一傍聴は必要ですよ。しかし、こんなにたくさん警察側が確保するということは、これは適切とは言えないんじゃないかという点では今後の問題として、そこはしっかりやったほうがいいと思うんだけど、今後とも適切に言われると、僕はちょっと違うんじゃないかなと思うので、これは改善すべきは改善したほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○平松伸二警務部長 今回の御指摘を受けたことにつきまして、謙虚に受け止めまして、例えば傍聴券の抽選参加人数を真に必要な最小限度とするですとか、当選した場合の空席を生じさせないように適切に対応してまいりたいと思っております。

○渡久地修委員 今の答弁、僕は一定程度評価したいと思うんですけど、とにかく傍聴一皆さん方が確保したいというのはあってしかるべき一それは誰も否定しないと思います。しかし今回のやり方は一何名当たるかは分からないというのもあるからそういう心理が働いたと思うんだけど、しかし63名もというのはいくら何でも、これは公務で行っているわけだから、これは僕はやり過ぎだと思います。そして、例えば25席のうち、半分以上を占めるというのはこれは幾ら何でもやり過ぎだと思う。だから必要最小限度にとどめて、もし必要最小限度以上のものが抽選で当たっていたら、裁判所側にこれは私たちはこれ以上は要りませんと言って返して裁判所側がどうするかは判断するとか、その辺も含めて今後の改善策としてどのほうがいいのかしっかり検討してください。最後にお聞かせください。

○平松伸二警務部長 委員おっしゃるように、当選した場合に空席を生じさせないという方法がどのような方法が取り得るのかということも含めまして今後検討対応してまいりたいと思います。

○渡久地修委員 今後こういった事案が起こったときの傍聴の必要最小限度の警察側が必要な数は大体幾らなのかというものもしっかりと議論していただいて、そこは県民の警察ですから、そういう意味では信頼を高められるようにやってください。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情令和2年第26号外13件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宮城力企画部長。

○宮城力企画部長 それでは、企画部に関する陳情案件につきまして御説明いたします。

説明資料の陳情一覧表を御覧ください。

企画部関係の陳情は、継続陳情が当該ページと次ページの番号11までの11件、新規陳情が3件となっております。このうち、前回の処理方針から変更のある陳情及び新規陳情の処理方針を御説明いたします。

なお、変更のある陳情につきましては、下線で示している変更箇所を中心に

御説明いたします。

9ページをお願いします。

令和2年第54号令和2年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情について御説明いたします。

初めに、項目3について御説明いたします。

2段落目を御覧ください。

令和3年4月に施行された新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法では、旧法で過疎市町村となっていた県内18団体のうち、16団体が引き続き過疎市町村となっており、いわゆる卒業団体となった2団体についても、特別特定市町村として7年間の経過措置が適用されることになっております。

次に、項目4について御説明いたします。2段落目を御覧ください。

同事業債については、国において策定する地方債計画の範囲内で、都道府県の要望に対する同意が行われており、令和3年度地方債計画における辺地対策事業債の額については、全国の総額で昨年度より10億円増の520億円となっております。

次に、項目5及び6について御説明いたします。3段落目を御覧ください。

北大東村における超高速ブロードバンド環境の実現に向けて、県は令和元年度から沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組むとともに、令和2年度から南北大東島内の光ファイバー網の整備に取り組んでおります。

次に、項目7について御説明いたします。1段落目を御覧ください。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野で海洋深層水を用いた研究開発を実施してきております。また、研究に供する予定がない海洋深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。

次に、5段落目を御覧ください。

久米島町は、防衛省補助金（補助率3分の2）を活用し、令和3年度から令和4年度にかけて、当該取水施設新設に係る全体計画を策定することとしており、その中で事業規模等を含めた課題を精査するものと聞いております。

次に、17ページをお願いします。

令和2年陳情第187号海洋深層水設備新設に関する陳情について御説明いたします。当該陳情に係る修正内容は、令和2年第54号令和2年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の項目7と同じ内容となっているため、説明を省略させていただきます。

次に、18ページをお開きください。

令和2年陳情第188号美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する

る陳情について、御説明いたします。

初めに、項目1について御説明いたします。

当該陳情に係る修正内容は、令和2年第54号令和2年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情の項目3と同じ内容となっているため、説明を省略させていただきます。

次に、項目2について御説明いたします。

県においては、竹富町と遠隔会議システムの構築について意見交換を進めてきたところであり、町においては、ウェブ会議システムのライセンスを調達しており、令和3年7月から町主催による遠隔会議を開始する環境が整ったところであり、県はこれまで遠隔会議システムの構築や運営に係る情報を提供してきたところであり、引き続き町の取組を支援してまいります。

次に、21ページをお開きください。

陳情第48号国際線航空会社の支援に関する陳情について、御説明いたします。

2段落目を御覧ください。

同社においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた航空会社等の経営状況を考慮し、令和2年4月から6月と令和3年5月分の事務所家賃について、減免措置を講じたと聞いております。

次に、23ページをお開きください。

ここからは、新規陳情の説明となります。

陳情第84号令和3年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、御説明いたします。

項目1については、子ども生活福祉部との共管となっておりますが、処理方針については企画部でまとめて御説明いたします。

県では、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）に基づく揮発油税等の軽減措置（7円パーリットル）を前提として、県内で販売される揮発油に石油価格調整税（法定外普通税1.5円パーリットル）を課税し、その税収を実質的な財源として、石油製品輸送等補助事業において、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の当該輸送経費に対し補助を行っております。

本軽減措置（7円パーリットル）については、適用期限が令和4年5月14日までとされておりますが、本軽減措置が廃止された場合、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響が大きいため、県としましては、市町村、関係団体等と連携し軽減措置の延長を国に要請するとともに、当該財源を活用し、引き続き、石油製品輸送等補助事業において、離島地域における石油製品の価格の低減と安定的かつ円滑な供給に取り組んでまいります。

次に、項目2について御説明いたします。

初めに、渡航費について御説明いたします。

沖縄県においては、離島の定住条件の整備を図るため、一括交付金を活用し、沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業により、離島住民の運賃低減を実施しております。本事業を、安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えており、本事業のさらなる拡充については、必要となる予算規模等も勘案し、有人国境離島法に係る取組等全国制度と比較しつつ、検討してまいりたいと考えております。

県では、離島の物流コスト低減に向けて、沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送費補助等に取り組んでいるところです。離島の生活コスト低減に係る補助につきましては、平成30年度まで離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施していましたが、各離島により生活物資に係る状況が異なることから、有識者等による検討委員会の提言に基づき、平成31年度以降は各市町村が主体となって、事業展開していくこととなったところです。このため、県では、市町村が円滑に事業展開できるよう沖縄本島の食品・日用品の価格等についての調査及び情報提供を行っているところであり、引き続き市町村と連携して生活コスト低減に取り組んでまいります。

次に、項目3について御説明いたします。

久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。このため、町が主催するプロジェクト推進会議に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を行っているところであり、この会議で明らかになった課題—財源問題、運営方法等について、現在、県と町で整理しているところであります。

久米島町は、防衛省補助金（補助率3分の2）を活用し、令和3年度から令和4年度にかけて、当該取水施設新設に係る全体計画を策定することとしており、その中で事業規模等を含めた課題を精査するものと聞いております。県としましては、引き続き様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な支援を行ってまいります。

次に、25ページをお願いいたします。

陳情第102号運転代行業者への事業継続緊急支援措置に関する陳情について、御説明いたします。

運転代行業への支援については、国（中小企業庁）において、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う影響を受けた事業者に対し、一定の要件を満たした場合、個人事業者は月額上限10万円、

法人事業者は月額上限20万円の受給が可能な月次支援金の給付が実施されております。

県においては、国の月次支援金の受給者を対象に、個人事業者は上限10万円、法人事業者は事業規模に応じて上限30万円の上乗せ支援を行う補正予算案観光関連事業者等応援プロジェクトを、令和3年第3回県議会5月臨時会に提案し、可決、成立されております。県としましては、受給要件を満たした運転代行業者に漏れなく支援金が支給されるよう、県内の全運転代行業者に対し、国及び県の支援措置を周知する等事業継続のための支援に努めてまいります。

次に、26ページをお願いいたします。

陳情第124号沖縄県県土保全条例の改正を求める陳情について、御説明いたします。

沖縄県県土保全条例は、開発行為の許可基準と適正化に関する事項を定め、これにより無秩序な開発を防止し、もって県民の福祉に寄与することを目的として昭和48年に制定されております。県では、これまで同条例に基づく許可等を通じて開発行為の適正化に関する水準を確保するとともに、地域振興へつながるよりよい開発行為へと誘導することによって、本県の適正な土地利用の推進を図ってきたところであります。条例は、時代の変遷による諸条件の変化に伴い、その有効性等が検証され、他法令との整合を図りつつ、必要に応じて改正が検討されるものであります。県としては、同条例の改正の必要性等について不断の検証を行ってまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針等の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○又吉清義委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、陳情第48号の記の1について、文化観光スポーツ部観光振興課班長の説明を求めます。

久高将匡観光振興課班長。

○久高将匡観光振興課班長 今回、文化観光スポーツ部におきましては、陳情処理方針について修正はございません。

○又吉清義委員長 観光振興課班長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

國仲昌二委員。

○**國仲昌二委員** 第84条の2ですね、離島を支える通勤者の渡航費用及び物品等の運搬費を補助することの24ページの物品等の運搬費についてお聞きしたいと思います。この真ん中辺りに、平成30年度まで離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施してきたけれども、平成31年度以降は各市町村が主体となって事業を展開していく。これは平成30年度までやっていた補助事業がどのような事業で、平成31年度からはそれがどうなっているかという説明をお願いしたいのですが。

○**山里永悟地域・離島課長** 平成30年度まで行われていました離島食品・日用品輸送費等補助事業でございますが、離島における食品や日用品の割高な価格を低減するため食品・日用品の輸送費等の補助を行うものであります。具体的には沖縄本島、宮古島または石垣島から対象離島の登録事業者に輸送される食品・日用品等の輸送経費等を県と離島市町村が協調し、登録事業者等に対して補助を行うといったものであります。対象品目ではありますが、離島住民が生活する上で通常必要とする食品、衣類、履物、日用品、医薬品、保健医療用具などございました。本事業はその前も前身事業がございまして、平成24年度から平成26年度までは離島生活コスト低減実証事業、平成27年度には離島生活コスト低減事業といったものを引き継いだものでございます。この経緯でございますが、各離島において事情は様々でございまして、近隣離島では本島量販店でまとめ買いを行ってフェリーに乗ってお買いになるような方も多かったりする一方、遠隔の離島ではそういうわけにもいかず、離島内の小売店で多くの買い物をなさるといことで効果度とか実感度が非常に様々でございました。そういったこともございまして、外部有識者を入れた検討委員会というものが設けられまして、その中で例えば離島市町村の中ではこの予算を別の事業に使ってみたいとか、例えば車—フェリーに乗って移動するフェリー代の補助を検討してみたいとか、いろんなアイデアが各離島において起こってきているという状況でございました。そういったことも踏まえまして、各市町村が主体となって事情に合わせた事業を実施するほうが望ましいという提言もありまして、これを踏まえて県事業のほうは一旦は終了しております。ただ、南北大東島におきましては、緊急時の輸送補助というものが現在でも行われているといった状況でございます。

○**國仲昌二委員** 平成30年度まではそのコスト高の部分を県が補助していたと。しかし、今各市町村それぞれ事情が違うので一律にはできないということですのでその補助事業を終えたということによろしいですか。

○**山里永悟地域・離島課長** おおむねそのとおりではあるのですが、各離島市町村において現在検討は行われておまして、その中で南大東村からは緊急時の補助はいただきたいという要望もあったのでそれに応えて緊急時の補助を行うとかそういったこともあります。また、引き続き調査を行っておまして、実態として沖縄本島の量販店と宮古島・石垣島の大規模量販店はあまり価格差が出てない実態が見えてきたりとか。なので、大規模量販店と離島の小規模店舗の販売規模の違いというのも要因の一つではないかと考えられます。こうしたこともあって、各離島においての買い物環境が異なるとか実感度に差が見られると、そういったことも踏まえて、それぞれのニーズに応じた事業ができるように各離島市町村と連携して今後よりよい事業ができるような、そういった検討を続けているといった段階でございます。

○**國仲昌二委員** 宮古島市は量販店そんなに本島と変わらないと思うんですけども、例えば多良間村に行くとやっぱりコスト高っていうのは出てくると思うんですね。今のお話だと市町村が主体となってというのは、例えば市町村一ここで具体的に名前を出すと、例えば多良間村あたりがコスト高ということで、多良間村としてはこういうところを県として応援してほしいというような要望というか要請というか、そういったのがあったら対応できる可能性はあるということによろしいですか。

○**山里永悟地域・離島課長** 御指摘のとおりでございますして、現在新たな振興計画の素案が公表されまして、その分野別計画となる離島振興計画は、まさに多良間村をはじめとした離島の市町村と協議をしながら今後策定をしていきます。その中で離島市町村のそういったアイデアであるとか意向であるとかを十分に踏まえて次の計画を考えていきたいというふうに考えております。

○**國仲昌二委員** やっぱり小規模離島というのはその辺が非常に厳しいところがあると思うのでぜひ県としても取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**又吉清義委員長** ほかに質疑はありませんか。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 1点だけ、水源基金。昨年11月にいろいろ関係町村を回ったようでしたが、それ以後の進展があるかないかだけ確認したい。

○山里永悟地域・離島課長 御指摘ありましたように、昨年11月に企画部長もヤンバルの3村一国頭村、大宜味村、東村のほうに直接お伺いをいたしまして、水源基金の一平成24年度に解散した以前の沖縄県水源基金の助成実績でありますとか、ダム完成後の国有資産と所在市町村交付金の実績などの説明と併せて当地の市町村の皆様の御意見等を直接お伺いしたというところがございます。そこで様々な御意見・御意向というのを頂戴いたしました。それについて細々今事務方同士で話し合いを続けているといった状況でございます。3月には私ども地域・離島課と企業局、保健医療部で細かい具体的な事業ごとに事務レベルの説明等を行っております。4月20日には大宜味村と宜野座村からも要望がございましたので、直接お伺いして御意向など確認しながら再度説明を行っているところであります。企画部長からは今議会が終わったらすぐにでも自分の時間を取って一自分が直接お伺いするような時間を取りなさいという指示を受けてますので、その日程調整をしているところでございます。

○平良昭一委員 宜野座村も出てきているわけですから、当然対応しないといけませんけれども。ただ、このダム所在市町村というのはほかにもあるわけですよ。それもどう含めて対応していくかということを経後のためには考えるべきだと思うし、陳情を上げてきたところだけを対象にするというのは筋違いじゃないかなと思うんですよ。そういう面ではほかにもかなりありますのでそれを含みながら対応していくということをししないと、新たな基金をつくってくれと、新たな財源をつくってくれという要望が3つから出てきているわけですよ、3村から。それと類似するようなところはあるはずですから、そこも含めてやらないと片手落ちのような状況の支援になると困りますので、その辺の対応をどう考えますか。

○宮城力企画部長 今、3村それから宜野座村を含めて意見交換をしているんですが、水源地域の皆様の共通した課題と申しますか要望事項だと思っておりますので、一遍にやるのか、あるいは個別にやるのか、現状も含めて情報共有したいと考えているところでございます。

先ほど3月それから4月にもお伺いしましたが、11月に行ったときに50年前

にこうだったんだけどとか、かなり古い事項について質疑を受けまして、またこれ全庁的にも係る話でしたので、これ全部確認したところです。あまりにも細かいのでまず事務方で整理した上でまた首長の皆さんとすり合わせをしたいと考えているところです。御指摘のとおり、4村に限らず水源地域の皆様と情報共有した上で在り方というのを少し議論を深掘りしたいと思います。

○平良昭一委員 企画部が中心になるものかなと思ったりもするけれど、企業局も当然関わる問題だし、これまでの支援の在り方、ダム所在市町村からの要求を企画部が中心になりながら横の連携も取らないといけないと思うんですよ。そういう面では今後早めの対応していただきたい。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 25ページ、第102号お願いします。

運転代行ビジネス協会の緊急支援措置についてですけれども、処理方針で受給要件を満たした業者に漏れなく支援金が渡るようにということで国の月次支援金と沖縄県の上乗せということでできるようにしたいという前向きになっているんですけれども、この運転代行業者って全県で法人・個人どれだけあるんでしょうか。

○金城康司交通政策課長 令和3年4月末時点で運転代行業者数は718事業者となっております。

○西銘純恵委員 この協会に入っている、入っていないいろいろあるかと思うんですけれども、私の身近にも結構零細といいますかそういう皆さんが困っているというのは総合福祉資金の借入れとかそこら辺でつないできたとかあるんですけれども、この皆さんが申請ができるという受給要件についてお尋ねします。

○金城康司交通政策課長 運転事業者は全部で718事業者あるんですけれども、先日、緊急ということで主に協会に加盟している事業者ですとか、これまで毎年運転代行業者においては県の指導基準として任意保険に入っているかという確認があるんですけれども、そういった調査において割と早めに回答している事業者ということで124事業者を選定して回答いただきました。その中で回

答結果によりますと、今回の国の月次支援金申請すると回答した事業者が約9割ございました。

○西銘純恵委員 任意保険加入で124事業者より回答があったということで、600事業者ぐらいはどうなっているのかという、そこら辺はつかんでいるのか。

○金城康司交通政策課長 まだ全事業者について把握できていなくて。といいますのは、運転代行事業者一県のほうで先ほど説明しました任意保険に加入しているかどうかということのを毎年行っているんですけども、大体700件調査しまして、未提出っていうのが約120件ほど出てきてしまうというのがあります。割と事業の中でも起業するのも早ければ、廃業するのも早いという業者もあって、それからなかなか調査を出しても戻ってこない、時間がかかるというのがありますので今回についてはあくまでも早めに回答がいただける124事業者を選定しております。ですから、残りの事業者については正確に把握してはおりません。

○西銘純恵委員 これ、漏れなく支援金が支給されると書いているんですけど、今把握されてないとおっしゃるのでどういう手順を踏んでやっていこうとしているのか。

○金城康司交通政策課長 漏れなくというのは、今回県の観光関連事業等応援プロジェクトに該当する事業者一まず大前提となるのが国の月次支援金対象となるかというのがあるんですけども、それを踏まえましてこちらのほうからは全事業者一今718事業者あるんですけども、個別に文書で発送しております。実際に今回の県の事業対象となる事業者については漏れなく申請して受付して支給できるように県のほうで今体制を整えております。

○西銘純恵委員 月次支援金は、もう1回目の申請は始まっていますか。いつまでか。

○金城康司交通政策課長 始まっていると聞いております。

○西銘純恵委員 7月11日に緊急事態を閉めたらまたということになりますよね。1回目やっているとおっしゃるので、ぜひ終わった後に申請期限が間に合わなかったということがないように業者に対してちゃんとやってほしいと要望

して終わります。

○宮城力企画部長 先ほど把握していない部分もあるという答弁がありましたけれども、運転代行業については公安委員会が認定をするという仕組みで、知事部局としては運転代行を利用する方、その方々の保護の観点から損害保険の加入状況等の確認を行っているところです。認定された所在地にそのアンケートといいますか加入状況等を確認しているけれども、中には回答が返ってこないところもある、こういうところについては今後実態調査をする方向で今考えているところです。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 新規の第84号なのですが、再三皆さんといろいろお話をしています3番の久米島の海洋深層水の件なのですが。皆さんも前々からこの概略で離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であるという認識はしていると。今回また再生エネルギーを含めた振興の中で海洋資源の活用ということを、皆さん重要項目としてうたわれているわけですね。その観点から、今度の海洋深層水っていうのはどのように捉えられるのでしょうか。

○山里永悟地域・離島課長 新たな沖縄振興計画の素案のお話だと思います。海洋については全面に打ち出しております。この素案におきまして策定の意義において海洋島嶼県の特性を生かした海洋立国への貢献を掲げておりまして、その第6章県土のグランドデザインと圏域別展開においても広大な海域の保全・活用の項目で海洋深層水をはじめとする海洋資源等の有効利用等を促進するというふうにしております。また、これ圏域別のほうに記しておりますが、南部圏域の離島における定住条件の整備及び地域活性化のところで、久米島の海洋深層水を活用した保養・療養型観光といった点でも記載をさせていただいているところでもあります。

○當間盛夫委員 山里課長、皆さん処理概要で、現在県と調整をしていると一以前の話になるのか、引き続き技術的支援を行ってまいりますとあるんですけれども、課長自体、久米島とどのような形で調整されましたか。

○山里永悟地域・離島課長 大変申し訳ないんですが、まだ現地に向かえてお

りません。コロナの状況もありまして、まだ控えさせていただいている状況です。

ただ、恐れながらですけど、4月に久米島の職員さんがわざわざ見えて、コロナの状況もあってお互い注意しましょうという話もしながらだったんですけど、現状の確認と情報交換等をさせていただいたところであります。

○當間盛夫委員 防衛省の3分の2の補助事業で調査をやっているというのがあるんですが、この調査を終えた中で事業化といった場合に、以前にもお話ししているんですが、この事業計画が皆さん概算で160億かかると一以前ですよ、160億云々の話をするわけですよ。そういった調査の中でこれがゴーサインが出たときの3分の1っていう部分でのなかなか町の負担というのは厳しいだろうといった際に、県がどのような役割を果たすかということがこの事業の最大のポイントになってくると思うんですよ。私が最初にお話したその新たな振興計画の中での海洋資源の活用と今回のこういう部分でのものはどのような整合性を持たせようと考えていますか。

○山里永悟地域・離島課長 御指摘のように久米島町が新たな海洋深層水取水施設の新設プロジェクトに取り組んでいて、町が事業主体として積極的に取り組んでいるところでございまして、県としても離島の特色ある資源を活用した地域振興っていう観点で重要だということは御指摘のとおりでございます。だからこそプロジェクト推進会議にも企画部、農林水産部、商工労働部、関係部局職員を出席させて意見交換を行っているところです。また委員からも御指摘ありましたとおり、取水規模が10倍以上一現在の農林水産部所管の県の施設においてもピーク期で大体6割ぐらい一町と民間利用と研究利用と含めまして6割ぐらい、通年でならずと大体5割4割という活用状況というふうに聞いているんですが、そういったことも踏まえますとやはり総事業費160億円規模の巨大プロジェクトを進めていくといったことには慎重にならざるを得ません。財源調達方法であるとか、そのほか民間事業の精査であるとか、持続可能な運営方法等を様々慎重な検討、検証は必要であるというふうに町と話しております。だからこそ今年度から実施する全体計画策定調査の中で整理をしていくものというふうに考えております。この財政支援についてですが、今から検討するというのも慎重にならざるを得ないのですが、一般的に申し上げますと県外の団体が主体となる事業に対してこれだけの規模の財政支援を行ったことはほとんど例がないという状況でございます。

○當間盛夫委員 やらないと言っているのと一緒の答弁にしかなくなっていないん

だけど。皆さんよく離島振興ということで人口減少の分もまたどういふふうな形で皆さん取るのかということになってくると、新たな振興ではやっぱり離島振興というのは大きな柱になると思うんですよ。離島振興とは何かとなってくると、産業の構築だと思えるんですよ。そういったことを皆さんが当初から海洋深層水―農林水産部の事業で研究所も持って、海ブドウだとかエビだとかそういったことのものが全面的に出てきた。その活用が出てきた。商工労働部においてはこの海洋深層水を活用する中での温度差発電ということでの実証もやってきた。今皆さん、これ商工労働部だと思えるんですけども、ハワイとのエネルギー協定を改めてまた継続するような形になってきた。このハワイとのエネルギー協定の部分のものを果たしているのは、この久米島だったはずなんです。誰か分かる人がいるのだったら、このハワイの協定で久米島以外の部分でこの事業的なものが何かあるのかちょっと示せる人はいますか。

○富村卓史産業政策課主任技師 沖縄とハワイは同じ亜熱帯性気候に属する島嶼地域でありまして、持続可能な脱炭素社会の実現という共通の目的を持っております。その点で温度差発電の部分についても協力してこれまでもやってきたところでございます。一方、化石燃料依存や離島地域の燃料輸送に伴う電力コスト高など共通の課題をほかにも抱えておりますので、こうした課題を踏まえて双方の協力体制をさらに深めて連携して課題の解決を図るとともに、海洋温度差発電以外の部分においても技術交流等を通じて再生可能なエネルギーの導入拡大に取り組んでいくこととしております。

○當間盛夫委員 宮城部長、この海洋深層水の件は本来当初、先ほどあったように農林水産部なんです。海洋深層水研究所なんです。それを活用して今商工労働部が実証実験をした温度差発電が加わってきたわけですよ。それが結局実証で終わらすことなく、やはり久米島はこの海洋深層水を活用して、久米島をモデルとしての産業を興そうと一実証ではなくて、研究ではなくて、これは先ほども言ったように、水産業を含めた農林事業でうまくいっているというからこそこの取水の増設をやるわけですよ。ところが、なかなか農林水産部でもこれだけの事業のものを受けよう農林水産部の予算的な枠がない。商工労働部はあくまでも実証でしかないからということで、じゃあ大局的なもので皆さんのところの企画部がというような流れになってきたわけです。ところが皆さんのところにいったら予算の話にしかなくなってきたわけです。事業的なものは全く評価されずに、ただただ予算のことだけで皆さんはこの事業的なものを考えているというところがあるはずですから、皆さんもう一度農林水

産部だとか商工労働部だとかを含めた横断的なものでこの久米島の海洋深層水の在り方、離島振興の産業の在り方ということがどうあるべきかということをもう少し皆さんは内部的に議論してもらいたというふうに思っておりますので、これは提言としてやりたいと思いますので答弁はいいです。

○宮城力企画部長 プロジェクト会議にも農林水産部、商工労働部の担当者も出席して意見を重ねているところでございます。再生可能エネルギーの導入促進に向けて久米島の海洋深層水がどのような位置づけになるのか、これ商工労働部のほうと少し話し合ってみたいと思います。農林水産部のほうは今余剰水があるということも話を聞いておりますので、そのあたりさらに融通できないかどうかこれについても久米島町さんとも話をしてみたいと思います。

○當間盛夫委員 この研究所のものは補助金適化法でなかなか研究所が久米島は水を供給してくれというんだけど、補助金適化法で譲渡するものっていうものが決まっているというのがあるから皆さんもう少し使われていないという部分での一さっき山里課長も言っていたんだけど、平均したら4割5割しかない。使わせてあげなさいよというのがありますので、この辺もう少し整理したほうがいいかもしれないですね、農林水産部含めて。

よろしく申し上げます。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時56分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情令和2年第54号外6件について審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

金城賢知事公室長。

○金城賢知事公室長 それでは、知事公室所管の陳情につきまして御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、陳情の一覧表でございます。通知をタップし、御覧ください。

知事公室所管の陳情は、継続6件、新規1件でございます。

まず、継続審議となっております陳情につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

なお、修正した箇所につきましては、下線で示しております。

スクロールしていただき3ページを御覧ください。

陳情令和2年第54号令和2年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情でございます。

4ページを御覧ください。

2について、修正箇所を御説明いたします。

3段落目の文中に、令和3年5月27日には、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣に対してと、要請の実績を追加しております。

次に、通知しました12ページを御覧ください。

陳情令和2年第186号首里城再建のための県民参画のプラットフォーム創設を求める陳情について、御説明いたします。

首里城復興については、専門家の方々や国、那覇市など関係機関だけでなく、県民を含め国内外の方々と連携の下進めることとしており、令和3年3月末には、その具体的な方向性等を体系的に定めた首里城復興基本計画を策定し、公表したところです。

当該基本計画では、県民を含め、国内外の方々の首里城復興に関する取組が幅広い活動につながるよう、関係機関と連携した各種イベントの開催や、ホームページ・ソーシャルメディアを活用した相互交流の仕組みづくりに取り組むこととしております。

このような取組を通して、県がプラットフォームとなり、様々な御意見を広く集約しながら、首里城復興を着実に推進してまいります。

次に、新規陳情1件につきまして御説明いたします。

通知しました15ページを御覧ください。

陳情第77号真栄里ヘリポートの早期整備を求める陳情でございます。

1及び2について、御説明いたします。

県においては、八重山圏域市町村等からの八重山病院隣接地への急患搬送用ヘリポート整備の要請を受け、八重山圏域住民の安全・安心の確保の重要性に鑑み、令和2年11月11日に暫定ヘリポートの供用を開始しました。

現在、恒久的なヘリポートの整備について、県立八重山病院敷地内へのかさ上げ型ヘリポートの設置も含めた複数の整備案について、関係機関の意見や課題等の整理を行っているところです。

今後、石垣市をはじめとする関係機関との十分な調整、協議を踏まえて、恒久ヘリポートの整備方針を決定したいと考えております。

以上、知事公室所管の陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情令和2年第128号の記の2から4までについて、農林水産部水産課班長の説明を求めます。

太田格水産課班長。

○太田格水産課班長 知事公室との共管となっております第128号につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しました8ページから9ページをお開きください。

陳情令和2年第128号の2及び3につきましては、処理概要に修正はありません。

4につきましては、時点修正がございます。

5行目の令和元年度の実績509台を、令和2年度の実績—551台に修正しております。

以上、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 水産課班長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 今農林水産部のほうからありました県の方針をもうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○太田格水産課班長 処理概要にもありますように県では沖合域で操業する漁船に無線機の設置の補助をしており、沖合域における天気予報、船舶の航行等のトラブル及び米軍等の演習通告といった情報の伝達手段を確保するために、平成24年度からこの無線機の設置に対する一部補助を行っております。

○仲村家治委員 報告では551台ということなんですけれども、この沖合で操業する漁船というくくりはどのような漁協単位なのかそれとも申請に基づいてやっているんですか。

○太田格水産課班長 各漁協にお伺いして要望を調査しております。対象の漁船というのは、沖合域で主にやるソデイカとかマグロの一本釣りとかそういった漁業になっています。

○仲村家治委員 これは尖閣に限ってじゃないということになるんですか。

○太田格水産課班長 これは尖閣に限ってではなくて、沖縄県の沖合漁業の安全を確保するためのものです。

○又吉清義委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

議案及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序等について協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情の採決を行います。

まず、乙第1号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例及び乙第3号議案沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の条例議案3件を一括して簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案から乙第3号議案までの条例議案3件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第10号議案車両損傷事故に関する和解等についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案は可決されました。

次に、乙第11号議案沖縄県収用委員会委員の任命について及び乙第12号議案沖縄県公安委員会委員の任命についての同意議案2件を一括して簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案及び乙第12号議案の同意議案2件はこれに同意するこ

とに決定いたしました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取扱いについて議案等採決区分表により協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情32件及び本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情令和2年第200号、陳情第53号及び第114号に係る参考人の招致についてを議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情令和2年第200号、陳情第53号及び第114号に係る参考人の招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これより陳情令和2年第200号、陳情第53号及び第114号に係る参考人の招致について議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人の招致について協議した結果、まずは各陳情者を招致することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情令和2年第200号、陳情第53号及び第114号に係る審査のため参考人の出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その他の細部については委員長に御一任願いとありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会の県外調査の実施について協議した結果、新型コ

コロナウイルス感染症の状況を見ながら再度協議することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義